

文京区  
水害・土砂災害対策実施要領  
(Ver.4.1)

令和4年6月

文京区

## 目次

はじめに	1
1 目的	1
2 要領改定の経緯	1
3 対象とする災害について	2
4 危険性の周知	2
(1) 水害・土砂災害の危険性の周知	2
(2) 平常時からの周知の方法	5
5 態勢と応急対策	5
(1) 水害・土砂災害の態勢（勤務時間内及び勤務時間外）	5
(2) 水害・土砂災害の応急対策	6
6 情報の収集及び伝達	7
(1) 収集する情報	7
(2) 情報の伝達	8
7 避難指示等の発令・解除	10
(1) 避難行動	10
(2) 避難指示等の考え方	10
(3) 区民等に求める行動	11
(4) 避難指示等の発令基準	11
(5) 避難指示等の発令対象地域	15
(6) 避難指示等の伝達	21
(7) 避難指示等の解除	22
(8) 避難指示等の解除の伝達	22
8 指定避難所・垂直避難場所	23
(1) 指定避難所	23
(2) 指定避難所の開設・運営・閉鎖	24
(3) 垂直避難場所	25
(4) 垂直避難場所の開設・運営・閉鎖	25
9 要配慮者等の支援	27
(1) 要配慮者利用施設等の避難支援	27
(2) 在宅の要配慮者への避難支援	32
(3) 区有施設利用者への避難支援	33
資料	34

## はじめに

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨では、1 府 10 県に特別警報が発令され、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次いで発生して、甚大な被害が発生した。

また、令和元年 10 月には台風 19 号の影響により、区に暴風・洪水・大雨警報（浸水害・土砂災害）が発表され、区では臨時水害対策本部を設置し、避難に関する発令（警戒レベル 3）の応急対策を実施した。

水害及び土砂災害から区民の身体及び財産を守り、区における被害を最小限にとどめるため、令和元年台風 19 号の課題等を踏まえ、水害及び土砂災害に対する警戒避難態勢等について、充実を図る必要がある。

## 1 目 的

本要領は、水害及び土砂災害の応急対策等の手順を明確にするとともに、「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月改定 内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 27 年 4 月改訂、国土交通省水管理・国土保全局砂防部）」の内容を基に、区の地域特性や災害対応の経験等を踏まえ、区民等に対して的確に避難指示等を行えるよう、発令の基準や伝達方法等も含めて策定するものである。

なお、本要領は、現時点での対応を取りまとめたものであり、今後、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の改正等があった場合には、防災関係機関と協議の上、本要領の改定を行う。

## 2 要領改定の経緯

都は、平成 27 年 5 月の水防法改正を受け、平成 30 年 3 月に、想定し得る最大規模の降雨を対象として、神田川流域を対象とした浸水予想区域図を公表し、平成 31 年 3 月、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、区民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、5 段階の[警戒レベル]で避難のタイミングを伝えることになった。

また、令和 3 年 5 月、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正に伴い、警戒レベル 4 を「避難指示」に一本化し、警戒レベル 5 を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。

区は、令和 3 年 9 月、水害・土砂災害時の指定避難所である指ヶ谷小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれていることから、水害・土砂災害時の指定避難所から解除し、新たに誠之小学校と第一中学校を水害・土砂災害時の避難所に指定するなどの変更を行った。

従来は、河川の氾濫危険情報「警戒レベル 4・避難指示相当」が高潮氾濫危険情報（避難指示相当）より早く発表される見込みのため、本区においては、高潮氾濫危険情報は発表されないこととなっていたが、災害対策基本法の一部改正に伴い、高潮特別警戒水位に達した際に都から発表される高潮氾濫危険情報が高潮氾濫発生情報「警戒レベル 5・緊急安全確保相当」に変更され、令和 4 年 4 月から、高潮氾濫発生情報が発表されることとなった。

これらを受け、「文京区水害・土砂災害対策実施要領 (Ver.4)」の改定を行うものである。

〔参考資料 2 文京区水害・土砂災害対策実施要領改定の経緯 p.84〕

### 3 対象とする災害について

本要領で対象とする災害は、自然災害のうち水害（神田川外水氾濫、荒川外水氾濫、内水氾濫、高潮氾濫）及び土砂災害とする。

なお、竜巻、雷及び急な大雨は、積乱雲の急な発達により発生するため、適時・的確な避難指示等の発令が困難であることから対象としない。

### 4 危険性の周知

#### (1) 水害・土砂災害の危険性の周知

##### ア 区民等への情報提供

区民等が水害及び土砂災害の危険性を理解し、災害発生時に的確に避難行動が取れるよう平常時から知識の普及を図り、神田川の外水氾濫区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）等について周知する。

また、大雨警報（土砂災害）の発表の可能性が高い場合は、土砂災害警戒区域等（自然崖）内で、区以外の崖所有者に対し、注意喚起を行う。

##### イ 水害のおそれのある区域

文京区水害ハザードマップ等の神田川及び荒川の外水氾濫区域、内水氾濫区域並びに高潮氾濫区域で想定浸水深が1 m以上の区域を水害のおそれのある区域とする。

〔資料2 文京区水害ハザードマップ p.36〕

〔資料3 文京区洪水ハザードマップ p.37〕

〔資料3 文京区高潮ハザードマップ p.38〕

##### ウ 土砂災害のおそれのある区域

平成29年3月及び令和元年9月に都により指定された土砂災害警戒区域等を、土砂災害のおそれのある区域とする。

〔資料4 文京区土砂災害ハザードマップ p.39～45〕

## (土砂災害警戒区域 107 か所 (うち特別警戒区域 64 か所))

区域番号	所在地	警戒区域	特別警戒区域	備考 (所在地の一部)	区域番号	所在地	警戒区域	特別警戒区域	備考 (所在地の一部)
K001	大塚	1	1		K026	大塚	1	1	
K002	5丁目	1	1		K027	2丁目	1	1	
K003	大塚 2丁目	1	0	音羽2丁目	K028	大塚	1	0	音羽1丁目
K004		1	1	大塚1丁目	K029	1丁目	1	0	
				音羽1丁目	K030	目白台 3丁目	1	1	
				音羽2丁目	K031	関口 3丁目	1	1	
K005	大塚 1丁目	1	1	大塚2丁目	K032	小日向 3丁目	1	1	
K006	目白台 1丁目	1	1		K033	小日向 2丁目	1	1	
K007	関口 2丁目	1	1		K034		1	0	
K008		1	1		K035		1	1	
K009		1	1		K036		1	0	
K010	音羽 1丁目	1	1		K037	小日向 1丁目	1	1	
K011	小日向 1丁目	1	1	春日2丁目	K038		1	1	
K012	千駄木 3丁目	1	0		K039		1	1	
K013	弥生 2丁目	1	0	弥生1丁目	K040	小日向 4丁目	1	0	
K014	湯島 3丁目	1	1		K041	春日 2丁目	1	1	小日向1丁目
K015	本郷 1丁目	1	0		K042	欠番			
K016	目白台 1丁目	1	1		K043	春日 2丁目	1	0	
K017		1	1		K044		1	1	
K018		1	1		K045		1	0	
K019	関口 2丁目	1	0		K046		1	0	
K020		1	0		K047	春日 1丁目	1	1	
K021		1	1		K048		1	1	
K022	目白台 3丁目	1	1	音羽2丁目	K049		1	0	
K023	大塚 2丁目	1	0		K050	1	0		
K024		1	1		K051	1	1		
K025		1	1						

区域番号	所在地	警戒区域	特別警戒区域	備考 (所在地の一部)	区域番号	所在地	警戒区域	特別警戒区域	備考 (所在地の一部)
K052	千石	1	0		K085	本郷 1丁目	1	1	
K053	2丁目	1	0		K086		1	1	
K054	白山	1	0		K087		1	0	
K055		2丁目	1	1		K088	1	0	千駄木1丁目
K056		1	1	小石川1丁目	K089	千駄木 2丁目	1	0	
K057	小石川 3丁目	1	0		K090		1	0	
K058		1	1		K091	1	0	千駄木2丁目	
K059		1	1		K092	1	1		
K060	小石川 2丁目	1	1		K093	千駄木 1丁目	1	1	
K061		1	0		K094		1	1	
K062		1	0		K095		1	1	
K063	白山 5丁目	1	0		K096	根津 1丁目	1	1	
K064		1	0		K097		1	0	弥生2丁目
K065		1	0		K098	弥生 2丁目	1	1	
K066	白山	1	1		K099		1	1	台東区池之端2丁目
K067	1丁目	1	0		K100		1	1	
K068	西片 2丁目	1	1	白山1丁目	K101		1	1	
K069	西片 1丁目	1	1		K102		1	1	
K070		1	1		K103	本郷 7丁目	1	0	台東区池之端2丁目
K071		1	1		K104		1	1	台東区池之端1丁目
K072		1	1		K105		1	0	
K073	本郷 6丁目	1	0		K106	湯島 3丁目	1	1	
K074		1	0		K107		1	0	
K075	西片 1丁目	1	1		※ K001	千代田区 外神田 2丁目	1	0	湯島1丁目
K076	本郷 6丁目	1	0						
K077		1	0						
K078		1	1						
K079	本郷 5丁目	1	1						
K080	本郷 4丁目	1	0						
K081		1	0						
K082		1	1						
K083		1	1						
K084		1	1						

## (2) 平常時からの周知の方法

各種ハザードマップ、区報、防災ガイド、「文の京」安心・防災メール、防災情報一斉通知アプリ、防災ポータル、防災アプリ等での周知のほか、防災講話、防災訓練等の機会を捉えて区民等に周知・啓発をする。区民等が、水害及び土砂災害の危険性を理解し、適切に避難できるよう様々な手法で周知を行う。

各種ハザードマップ及び防災ガイドは、総務部防災課窓口のほか、行政情報センター、地域活動センター及び区立図書館で配布している。

## 5 態勢と応急対策

### (1) 水害・土砂災害の態勢（勤務時間内及び勤務時間外）

#### ア 水害の態勢

台風や集中豪雨等により水害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象庁等から発表される気象・雨量情報等に基づき、水害即応態勢、臨時水害対策本部、災害対策本部の態勢をとる。

なお、土木部は、水防態勢による河川等の巡回監視や応急措置等の水防活動を実施する。

〔資料1 水害即応態勢会議フォーマット p.35〕

#### イ 土砂災害の態勢

区における土砂災害は、多量の降雨を原因として発生すると考えられるため、水害の態勢で土砂災害への対応を図る。

（水害・土砂災害の態勢）

態 勢	部課等	活動方針
水害即応態勢	<input type="checkbox"/> 企画政策部(広報課)、総務部(総務課・職員課・危機管理課・防災課)、区民部(区民課)、都市計画部(建築指導課)、土木部(管理課)、施設管理部(施設管理課)	台風や集中豪雨等による被害が予想される場合、気象・雨量情報等の収集を図り、初動態勢を確立する。
臨時水害対策本部	<input type="checkbox"/> 本部長(危機管理室長)・副本部長(総務部長・総務課長・危機管理課長・防災課長) <input type="checkbox"/> 企画政策部(広報課)、総務部(総務課・職員課・危機管理課・防災課)、区民部(区民課)、福祉部(福祉政策課)、子ども家庭部(幼児保育課)、都市計画部(建築指導課)、土木部(管理課)、施設管理部(施設管理課)、教育推進部(教育総務課)(※1)	水害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に対処する。
災害対策本部 (水害の場合は、水害即応態勢から災害対策本部へ直に移行することもある。)	<input type="checkbox"/> 本部長(区長)・副本部長(副区長・教育長)・本部長員 <input type="checkbox"/> 災対部局(11部局)	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、防災関係機関等の協力を得て、必要な態勢を確立し、災害対策を実施する。

※1 企画政策部、福祉部、子ども家庭部及び教育推進部については、括弧内の課の管理職を本部長とする。

災害の危険性

小

大

## (2) 水害・土砂災害の応急対策

水害及び土砂災害の応急対策は、台風を想定したタイムライン（行動の手順）に基づき実施する。

なお、タイムラインの活用にあたっては、台風の進路、規模、雨量等の状況に応じて行動を取捨選択するなど、臨機応変な対応を行う。

[資料 5 台風に伴う水害・土砂災害対策のタイムライン p.46]

[資料 6 荒川下流タイムライン（概要版） p.47～50]

## 6 情報の収集及び伝達

### (1) 収集する情報

#### ア 気象・雨量情報

水害及び土砂災害発生の危険性を判断するため、様々なチャンネルから気象・雨量情報を入手する。

〔資料 8 気象・雨量情報の入手チャンネル p.51〕

〔資料 9 情報システムで提供される防災気象情報等 p.52～54〕

#### イ 大雨警報

気象庁から発表される大雨警報には、大雨警報（浸水害）と大雨警報（土砂災害）の2種類がある。大雨警報（土砂災害）が発表された場合は、原則として、臨時水害対策本部を設置し、気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険分布について）の情報を確認の上、〔警戒レベル 3〕高齢者等避難を発令する。

〔資料 10 文京区の警報・注意報等発表基準一覧表 p.55〕

#### ウ 高潮警報

高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、暴風が吹き始めて屋外への立ち退き避難が困難となるタイミングを考慮し、暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される3～6時間前に、予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、気象庁から発表される。

#### エ 神田川氾濫危険情報

神田川（洪水予報河川）に設置している4基準地点（都水位計）のうち、いずれかの地点で「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合又はおおむね1時間以内に、「氾濫発生水位」に到達することが見込まれる場合に、都と気象庁から発表される。この情報を入手した場合は、災害対策本部を設置し、〔警戒レベル 4〕避難指示を発令する。

（神田川氾濫発生情報）

氾濫発生情報等を基に堤防の決壊や越水、<sup>いっすい</sup>溢水を把握した場合、〔警戒レベル 5〕緊急安全確保を発令する。

〔資料 11 洪水予報河川の水位及び発表する情報等 p.56・57〕

#### オ 高潮氾濫発生情報

高潮により潮位が上昇し、基準水位観測所（辰巳水門）の潮位が特別警戒水位に達した場合に、都から発表される。この情報を入手した場合は、災害対策本部を設置し、〔警戒レベル 5〕緊急安全確保を発令する。

〔資料 12 水位周知の種類と発表基準及び水位周知海岸発表基準水位 p.59〕

〔資料 13 水位周知実施区間および基準地点位置図 p.60〕

#### カ 荒川氾濫危険情報

荒川（水防警報河川）に設置している3基準地点のうち、いずれかの地点で「氾濫危険水位（危険水位）」に到達したとき、国土交通省関東地方整備局及び気象庁から発表される。3基準地点のうち、岩淵水門（上）において危険水位に到達し、この情報を入手した場合は、原則として、臨時水害対策本部を設置し、〔警戒レベル 3〕高齢者等避難を発令する。

#### キ 荒川氾濫発生情報

荒川（水防警報河川）において、氾濫が発生した後速やかに国土交通省関東地方整備局及び気象庁から発表される。この情報を入手した場合は、災害対策本部を設置し、[警戒レベル4] 避難指示を発令する。

なお、氾濫発生後、文京区までの到達想定時間は、12～18時間となっている。

[資料6 荒川下流タイムライン（概要版） p.47～50]

#### ク 土砂災害警戒情報

土砂災害発生危険性が高まったときに、都と気象庁から共同で発表される情報で、この情報を入手した場合は、災害対策本部を設置し、[警戒レベル4] 避難指示を発令する。また、土砂災害警戒情報と併せて、気象庁が提供する土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険分布について）の情報を活用し、早い段階から土壌雨量指数をモニタリングする。

##### 【土砂災害警戒情報】

大雨による土砂災害発生危険性が高まったときに、都と気象庁から共同で発表される情報で、区民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね最大2～3時間先の予測降雨量を加味した降雨量が危険雨量に達したときに発表される。

#### ケ 大雨特別警報

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に、気象庁から発表される。

[資料9 文京区の警報・注意報等発表基準一覧表 p.55]

#### コ 高潮特別警報

高潮により、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、暴風が吹き始めて屋外への立ち退き避難が困難となるタイミングを考慮し、暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される3～6時間前に、予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。

#### カ 緊急安全確保等

区民、国、都、警察、消防、近隣自治体等から、近隣地域における洪水・土砂災害の発生、道路冠水、道路通行止めなどの現地情報を広く収集し、災害発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。また、発令の際、立ち退き避難がかえって危険と思われる場合には、自宅の安全な場所に避難するなど、自ら適切な避難行動を判断することが求められていることも、併せて周知する。

## (2) 情報の伝達

区民等に、気象・雨量情報、大雨情報、神田川氾濫危険情報、高潮氾濫発生情報、荒川氾濫危険情報、荒川氾濫発生情報、土砂災害警戒情報等の災害に関する情報、避難指示や避難所の開設状況など避難に関する情報を提供する。また、確実に情報を伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせ活用する。

なお、避難指示等を伝達する場合は、発令の時間帯や職員の参集状況等を考慮の上、次表の伝達手段を活用して避難を呼び掛ける。

(伝達する情報と伝達手段)

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報、大雨警報 等	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール CATV
[警戒レベル3] 高齢者等避難	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート (公共情報コモンズ) CATV 防災情報一斉通知アプリ 緊急速報メール (エリアメール) Yahoo! 防災速報 庁有車
[警戒レベル4] 避難指示 (神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等を含む。)	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート (公共情報コモンズ) CATV 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール (エリアメール) Yahoo! 防災速報 直接的な声掛け (防災関係機関等) 庁有車
[警戒レベル5] 緊急安全確保 (神田川氾濫発生情報、高潮氾濫発生情報を含む。)	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート (公共情報コモンズ) CATV 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール (エリアメール) Yahoo! 防災速報

## 7 避難指示等の発令・解除

### (1) 避難行動

避難行動は、自然災害から命を守るための行動とし、次の全ての行動を避難行動とする。

避難行動	行動内容
① 立ち退き避難 (避難所や安全な場所へ移動する行動)	① 指定避難所への移動 ② (自宅等から移動しての)安全な場所への移動(公園、親戚・知人宅等) ③ 近隣の高い建物等への移動
② 屋内安全確保 (屋内にとどまる安全確保)	④ 建物内(屋内)の安全な場所での待機

※ 身の危険がなく、自宅等での生活が可能な場合は、原則として、在宅避難とする。

### (2) 避難指示等の考え方

- 避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。
- 避難を行う場合は、立ち退き避難を行うことを基本とする。  
なお、災害が発生し、又は災害の発生が切迫し、屋外へ移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置(屋内安全確保)を指示する。
- 避難指示等は、躊躇なく発令する。
- [警戒レベル3]高齢者等避難は、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)の避難に係る移動時間等を考慮して発令する。また、夜間における避難を回避するため、避難を行うための適切な時間帯に発令する。
- 神田川氾濫危険情報又は土砂災害警戒情報が発表された場合は、[警戒レベル4]避難指示を発令する。
- 神田川氾濫発生情報、又は高潮氾濫発生情報等が発表された場合は、[警戒レベル5]緊急安全確保を発令する。
- 避難指示等の発令は、原則として、本部長の決定によるが、発令の判断に際し、必要に応じて、国又は都の防災関係機関に助言を求める。

災害種別	機関名
水害 土砂災害	東京都建設局河川部防災課
	東京都総務局総合防災部防災対策課
	気象庁予報部予報課
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
	国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課砂防担当

### (3) 区民等に求める行動

避難指示等により立ち退き避難が必要な区民等に次の行動を求める。

避難指示等	立ち退き避難が必要な区民等に求める行動
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<b>高齢者等避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。</li> <li>その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> </ul>
[警戒レベル4] 避難指示	<b>全員避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定避難所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定避難所等へ立ち退き避難する。</li> <li>内水氾濫による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い地域に限定されるため、地下空間利用者等は、安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>指定避難所等への立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、P25に記載する垂直避難場所を含めた「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul> </li> </ul>
[警戒レベル5] 緊急安全確保	<b>災害発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に安全な避難ができず、命が危険な状況であり、命を守る最善の行動をとる。</li> </ul>

避難所へ避難するとき、持っていくものを周知する。

貴重品	現金・預金通帳・健康保険証・身分証明書など
食糧品	非常食・飲料水・水筒など
衣類	着替え・雨具・軍手・タオルなど
医薬品	救急セット・常備薬・お薬手帳など
日用品	携帯ラジオ・懐中電灯・携帯電話・携帯電話用充電器・モバイルバッテリー・充電ケーブル・眼鏡・コンタクトレンズ・コップ・歯磨きセット・携帯トイレ・ビニール袋・ポケットティッシュ・マスク・消毒スプレーなど

### (4) 避難指示等の発令基準

#### 水害（神田川外水氾濫）

##### ア [警戒レベル3] 高齢者等避難

- ①から③までのいずれか1つに該当する場合、原則として、**[警戒レベル3] 高齢者等避難**を発令する。
- ① 神田川の水位計\*（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）に到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合
  - ② 気象情報、降水短時間予報等により、深夜・早朝に神田川上流に多量の降雨が予想される場合
  - ③ 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合

\* 神田川の水位計は、次ページの一覧表を参照のこと。

イ [警戒レベル4] 避難指示

①から③までのいずれか1つに該当する場合、原則として、**[警戒レベル4] 避難指示**を発令する。

- ① 都と気象庁から「神田川氾濫危険情報」が発表された場合
- ② 神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報等で、神田川上流に多量の降雨が予想される場合
- ③ 神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合

ウ [警戒レベル5] 緊急安全確保

①、②のいずれかに該当する場合、原則として、**[警戒レベル5] 緊急安全確保**を発令する。

- ① 神田川において、越水・溢水が発生した場合
- ② 都と気象庁から「神田川氾濫発生情報」が発表された場合

(神田川の水位計（5か所）)

水位計（区）	設置場所	護岸天端からの距離	
		警戒水位	危険水位
一休橋	関口1丁目25番	2.47m	0.00m
華水橋	水道2丁目9番	2.40m	1.20m
白鳥橋	新宿区新小川町7丁目17番	2.20m	0.00m
隆慶橋	後楽2丁目3番	2.62m	1.73m

水位計（都）	設置場所	川底からの距離	
		氾濫危険水位	氾濫発生水位
飯田橋	後楽1丁目2番	4.33m	5.93m

## 水害（荒川外水氾濫）

### ア [警戒レベル3] 高齢者等避難

以下に該当する場合、原則として、**[警戒レベル3] 高齢者等避難**を発令する。

荒川の3基準地点のうち岩淵水門（上）において、氾濫危険水位（危険水位）に到達し、国土交通省関東地方整備局及び気象庁から氾濫危険情報が伝達された場合

### イ [警戒レベル4] 避難指示

以下に該当する場合、原則として、**[警戒レベル4] 避難指示**を発令する。

荒川において、堤防の決壊等により現に氾濫が発生し、国土交通省関東地方整備局及び気象庁から、氾濫発生情報が伝達された場合

基準地点	設置場所	荒川工事基準面(A. P. 0.0m)からの距離	
		氾濫危険水位	氾濫発生水位
岩淵水門（上）	北区志茂5丁目	+7.70m	+12.5m

## 水害（内水氾濫）

### ア [警戒レベル3] 高齢者等避難

以下に該当する場合、原則として、**[警戒レベル3] 高齢者等避難**を発令する。

神田川の外水氾濫区域に**[警戒レベル3] 高齢者等避難**が発令され、かつ、区内雨量局（6か所）のいずれか1つの雨量が1時間注意雨量（30mm/h）に到達し、さらに、降り始めからの累計雨量が100mmを超え、気象情報、降水短時間予報で、区内にさらに50mm/h以上の降雨が予想される場合

### イ [警戒レベル4] 避難指示

以下に該当する場合、原則として、**[警戒レベル4] 避難指示**を発令する。

神田川の外水氾濫区域に**[警戒レベル4] 避難指示**が発令され、かつ、区内雨量局（6か所）のいずれか1つの雨量が1時間警戒雨量（50mm/h）に到達し、さらに、降り始めからの累計雨量が150mmを超え、気象情報、降水短時間予報で、区内にさらに50mm/h以上の降雨が予想される場合

(区内雨量局)

雨量局	設置場所	1時間注意雨量	1時間警戒雨量
大塚児童館	大塚6丁目22番19号	30mm	50mm
第一中学校	小石川5丁目8番9号	30mm	50mm
駕籠町小学校	本駒込2丁目29番6号	30mm	50mm
保健サービスセンター本郷支所	千駄木5丁目20番18号	30mm	50mm
柳町小学校	小石川1丁目23番16号	30mm	50mm
文京総合福祉センター	小日向2丁目16番15号	30mm	50mm

## 水害（高潮氾濫）

〔警戒レベル5〕緊急安全確保

基準水位観測所（辰巳水門）の潮位が高潮特別警戒水位に達し、都から高潮氾濫発生情報が発表された場合に、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令する。

基準水位観測所	設置場所	荒川工事基準面(A. P. 0. 0m)からの距離
		高潮特別警戒水位
辰巳水門	江東区東雲1丁目	+4. 3m

## 土砂災害

ア 〔警戒レベル3〕高齢者等避難

①から③までのいずれか1つに該当する場合、原則として、〔警戒レベル3〕高齢者等避難を発令する。

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険分布について）の情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過（メッシュ赤色）した場合
- ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合
- ③ 大雨警報（浸水害）が発表され、当該警報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合

イ 〔警戒レベル4〕避難指示

①から③までのいずれか1つに該当する場合、原則として、〔警戒レベル4〕避難指示を発令する。

- ① 土砂災害警戒情報が発表された場合
- ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険分布について）の情報で土砂災害警戒情報の基準を予想で超過（メッシュ紫色）し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

ウ 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

土砂災害が発生した場合に、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令する。

[土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）について]

色が持つ意味	住所等の行動の例
災害切迫 (黒色)	《命に危険が及ぶ土砂災害が既に発生していてもおかしくない極めて危険な状況》 この段階の前に避難を完了しておく。
危険 (紫色)	速やかに、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。
警戒 (赤色)	土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。 高齢者等は、速やかに避難する。
注意 (黄色)	ハザードマップ等により、避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
今後の情報等に留意 (無色)	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

#### (5) 避難指示等の発令対象地域

##### 水害（神田川外水氾濫）

文京区洪水ハザードマップの神田川外水氾濫区域に該当する地域を対象に発令する。

[資料3 文京区洪水ハザードマップ p.37]

番号	発令対象地域
1	後楽1丁目全域
2	後楽2丁目全域
3	水道1丁目全域
4	水道2丁目全域
5	小日向1丁目4番
6	小日向2丁目19番・21番
7	関口1丁目全域
8	関口2丁目1番
9	目白台1丁目1番・4番～7番・9番・11番～13番
10	音羽1丁目1番～5番・26番～28番
11	湯島1丁目4番・5番

##### 水害（荒川外水氾濫）

文京区洪水ハザードマップの荒川外水氾濫区に該当する地域を対象に発令する。

[資料3 文京区洪水ハザードマップ p.37]

番号	発令対象地域
1	湯島3丁目14番・16番・24番・25番・35番～44番・46番

## 水害（高潮氾濫）

文京区高潮ハザードマップの高潮浸水想定区域に該当する地域を対象に発令する。

[資料4 文京区高潮ハザードマップ p.38]

番号	発令対象地域
1	後楽1丁目1番～4番・6番～9番
2	後楽2丁目全域
3	水道1丁目全域
4	水道2丁目1番～6番・14番～19番
5	関口1丁目1番～21番・48番

## 水害（内水氾濫）

文京区水害ハザードマップの内水地域における想定浸水深が1 m以上の地域を対象に発令する。

なお、想定浸水深が1 m未満の地域については、区民や防災関係機関等から提供される現地情報等を踏まえ、必要に応じて、発令対象地域を追加する。

〔資料2 文京区水害ハザードマップ p.36〕

番号	発令対象地域
1	春日1丁目5番・6番・16番
2	春日2丁目1番・5～7番・8番・11～13番・16番
3	小石川1丁目全域
4	小石川2丁目1番・2番・17番・18番・22番～25番
5	小石川3丁目26番～31番・35番・36番
6	千石2丁目2～4番
7	千石3丁目2番・3番・10番～13番
8	小日向1丁目21番・26番・27番
9	小日向3丁目1番～6番・8番
10	小日向4丁目1番～4番・7番～9番
11	大塚2丁目1番・3番～10番
12	大塚3丁目29番・38番・41番
13	大塚4丁目1番～3番
14	大塚5丁目6番・18番～20番・25番・39番
15	関口2丁目1番・5番・10番・11番
16	関口3丁目1番・2番
17	目白台1丁目3番
18	音羽1丁目5番・6番・8番・9番・14番・19番～25番・27番
19	音羽2丁目1番～4番・6番・7番
20	白山2丁目8番・9番
21	本郷1丁目2番・3番・5番・25番・32番・34番・35番
22	本郷2丁目1番～3番
23	本郷3丁目1番
24	本郷4丁目15番～17番・23番～25番
25	本郷7丁目3番
26	西片1丁目15番・17番・19番
27	弥生1丁目1番
28	千駄木3丁目51番
29	千駄木4丁目18番～20番・24番
30	本駒込4丁目46番・49番
31	本駒込5丁目67番
32	本駒込6丁目16番・21番～23番
33	湯島1丁目4番・5番

## 土砂災害

土砂災害警戒区域等を対象に発令する。

[資料 5 文京区土砂災害ハザードマップ p.39～45]

番号	発令対象地域	箇所番号	番号	発令対象地域	箇所番号
1	大塚1丁目9番	K005、K028、K029	35	小石川3丁目16番	K059
2	大塚1丁目10番	K004、K028	36	小石川3丁目17番	K059
3	大塚1丁目11番	K004	37	小石川3丁目20番	K057
4	大塚2丁目1番	K023、K024 K025、K026	38	小石川3丁目24番	K057
5	大塚2丁目2番	K005、K027	39	小石川3丁目25番	K057
6	大塚2丁目3番	K003、K004、K027	40	小日向1丁目1番	K011
7	大塚2丁目4番	K003、K024 K025、K026	41	小日向1丁目4番	K037、K038、K039
8	大塚5丁目18番	K002	42	小日向1丁目12番	K037
9	大塚5丁目20番	K002	43	小日向1丁目27番	K011、K041
10	大塚5丁目39番	K002	44	小日向2丁目12番	K034
11	大塚5丁目40番	K001	45	小日向2丁目13番	K035
12	音羽1丁目5番	K010	46	小日向2丁目14番	K035
13	音羽1丁目6番	K010	47	小日向2丁目15番	K035、K036
14	音羽1丁目7番	K010	48	小日向2丁目16番	K035、K036
15	音羽1丁目8番	K010	49	小日向2丁目17番	K035
16	音羽1丁目13番	K028、K029	50	小日向2丁目18番	K035
17	音羽1丁目16番	K004	51	小日向2丁目21番	K033
18	音羽2丁目1番	K003、K004、K022	52	小日向2丁目22番	K033
19	春日1丁目4番	K050、K051	53	小日向3丁目4番	K032
20	春日1丁目5番	K048、K049 K050、K051	54	小日向4丁目1番	K040
21	春日1丁目6番	K048、K049	55	関口2丁目1番	K021
22	春日1丁目9番	K047	56	関口2丁目2番	K021
23	春日2丁目6番	K043	57	関口2丁目5番	K021
24	春日2丁目7番	K043	58	関口2丁目6番	K020、K021
25	春日2丁目8番	K011、K041	59	関口2丁目10番	K007、K008、K009 K019、K020、K021
26	春日2丁目9番	K041	60	関口2丁目11番	K007
27	春日2丁目13番	K044	61	関口3丁目9番	K031
28	春日2丁目16番	K044、K045、K046	62	千石2丁目8番	K052、K053
29	小石川1丁目27番	K056	63	千石2丁目9番	K053
30	小石川1丁目28番	K056	64	千石2丁目16番	K052
31	小石川2丁目19番	K060、K061、K062	65	千駄木1丁目2番	K094、K095
32	小石川2丁目20番	K062	66	千駄木1丁目3番	K095
33	小石川2丁目21番	K062	67	千駄木1丁目4番	K094、K095
34	小石川3丁目14番	K058	68	千駄木1丁目6番	K093、K094

番号	発令対象地域	箇所番号	番号	発令対象地域	箇所番号
69	千駄木 1 丁目 8 番	K091、K092	106	本郷 1 丁目 2 番	K015
70	千駄木 1 丁目 9 番	K090	107	本郷 1 丁目 5 番	K087
71	千駄木 1 丁目 11 番	K093、K094	108	本郷 1 丁目 30 番	K086
72	千駄木 1 丁目 22 番	K088、K089、K090	109	本郷 1 丁目 33 番	K085、K086
73	千駄木 1 丁目 23 番	K088	110	本郷 4 丁目 10 番	K084
74	千駄木 2 丁目 18 番	K091	111	本郷 4 丁目 11 番	K081、K082、K083
75	千駄木 2 丁目 19 番	K088、K089、K090	112	本郷 4 丁目 20 番	K080
76	千駄木 3 丁目 4 番	K012	113	本郷 4 丁目 30 番	K080
77	西片 1 丁目 1 番	K074、K075	114	本郷 4 丁目 31 番	K080
78	西片 1 丁目 4 番	K075	115	本郷 4 丁目 32 番	K081、K082 K083、K084
79	西片 1 丁目 13 番	K069、K070、K071	116	本郷 5 丁目 7 番	K079
80	西片 1 丁目 14 番	K071、K072	117	本郷 5 丁目 8 番	K079
81	西片 1 丁目 15 番	K071、K072	118	本郷 5 丁目 9 番	K079
82	西片 1 丁目 17 番	K069、K070、K071	119	本郷 5 丁目 10 番	K079
83	西片 2 丁目 7 番	K068	120	本郷 6 丁目 10 番	K078
84	根津 1 丁目 14 番	K097、K098	121	本郷 6 丁目 11 番	K077、K078
85	根津 1 丁目 20 番	K097、K098	122	本郷 6 丁目 12 番	K076、K077
86	根津 1 丁目 28 番	K096	123	本郷 6 丁目 20 番	K073
87	白山 1 丁目 3 番	K068	124	本郷 6 丁目 21 番	K073
88	白山 1 丁目 4 番	K068	125	本郷 7 丁目 3 番	K103、K104、K105
89	白山 1 丁目 23 番	K067	126	目白台 1 丁目 1 番	K018
90	白山 1 丁目 24 番	K067	127	目白台 1 丁目 2 番	K006
91	白山 1 丁目 33 番	K066	128	目白台 1 丁目 5 番	K006
92	白山 1 丁目 34 番	K066	129	目白台 1 丁目 8 番	K006、K016
93	白山 1 丁目 35 番	K066	130	目白台 1 丁目 18 番	K016
94	白山 2 丁目 2 番	K056	131	目白台 1 丁目 19 番	K006、K016、K017
95	白山 2 丁目 3 番	K056	132	目白台 1 丁目 20 番	K006
96	白山 2 丁目 4 番	K056	133	目白台 3 丁目 5 番	K030
97	白山 2 丁目 15 番	K054	134	目白台 3 丁目 7 番	K030
98	白山 2 丁目 16 番	K054	135	目白台 3 丁目 26 番	K022
99	白山 2 丁目 23 番	K055	136	目白台 3 丁目 27 番	K022
100	白山 2 丁目 24 番	K055	137	弥生 1 丁目 1 番	K013
101	白山 2 丁目 28 番	K055	138	弥生 2 丁目 11 番	K099、K100 K101、K102
102	白山 5 丁目 4 番	K065	139	弥生 2 丁目 18 番	K013
103	白山 5 丁目 6 番	K064	140	弥生 2 丁目 19 番	K097
104	白山 5 丁目 31 番	K063、K064	141	弥生 2 丁目 20 番	K098
105	本郷 1 丁目 1 番	K015	142	湯島 1 丁目 12 番	千代田区 K001

番号	発令対象地域	箇所番号	番号	発令対象地域	箇所番号
143	湯島3丁目5番	K107	147	湯島3丁目28番	K014
144	湯島3丁目6番	K107	148	湯島3丁目30番	K014
145	湯島3丁目19番	K106	149	湯島3丁目32番	K014
146	湯島3丁目20番	K106			

注意：箇所番号 K042 は欠番である。

## (6) 避難指示等の伝達

### ア 避難指示等の伝達手段

避難指示等を区民等に伝達する手段は、以下のとおりとする。確実に避難指示等を伝達するため、発令の時間帯、職員の参集状況等を考慮の上、下表の伝達手段を活用して避難を呼び掛ける。

気象・雨量情報、大雨警報等	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール CATV
[警戒レベル3] 高齢者等避難	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災情報一斉通知アプリ 緊急速報メール（エリアメール） Yahoo!防災速報 庁有車
[警戒レベル4] 避難指示 (神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等を含む。)	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） Yahoo!防災速報 直接的な声掛け（防災関係機関等） 庁有車
[警戒レベル5] 緊急安全確保 (神田川氾濫発生情報、高潮氾濫発生情報を含む。)	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） Yahoo!防災速報

## イ 避難指示等の伝達内容

伝達は、簡潔かつ緊迫感のある文章で実施する。

[資料 14 避難指示等の伝達内容 p.61～82]

### (7) 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、大雨警報（浸水害・土砂災害）、神田川氾濫危険情報、高潮氾濫発生情報、荒川氾濫発生情報、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として実施する。また、解除の判断に際しては、必要に応じて、国又は都の防災関係機関に助言を求めることができる。

災害種別	機関名
水害 土砂災害	東京都建設局河川部防災課
	東京都総務局総合防災部防災対策課
	気象庁予報部予報課
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
	国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課砂防担当

### (8) 避難指示等の解除の伝達

避難指示等の解除を区民等に伝達する手段は、以下のとおりとする。

(伝達する情報と伝達手段)

伝達する情報	伝達手段
避難指示等の解除	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） 防災情報一斉通知アプリ

## 8 指定避難所・垂直避難場所

### (1) 指定避難所

以下の表のとおり、区立小・中学校等を指定避難所として指定する。

なお、避難指示等の発令対象地域ごとに指定避難所の割り当ては行わない。

**水害（神田川外水氾濫）** ※ 浸水状況や気象情報等を踏まえ、一部又は全部の指定避難所を開設する。

番号	指定避難所	所在地	電話番号
1	小日向台町小学校	小日向2丁目3番8号	03-3947-2371
2	第三中学校	春日1丁目9番31号	03-3814-2544
3	茗台中学校	春日2丁目9番5号	03-3811-2969
4	音羽中学校	大塚1丁目9番24号	03-3947-2771
※5	新宿区榎町地域センター	新宿区早稲田町85番地	03-3202-8585
※6	新宿区立牛込第一中学校	新宿区北山伏町4番1号	03-3266-1605
※7	新宿区立牛込第二中学校	新宿区喜久井町20番	03-3205-9671

※ 神田川の氾濫等により指定避難所への避難が難しい場合は、新宿区榎町地域センター、新宿区立牛込第一中学校、新宿区立牛込第二中学校に避難する。

**水害（荒川外水氾濫）**

番号	指定避難所	所在地	電話番号
1	湯島小学校	湯島2丁目28番14号	03-3813-6061

**水害（内水氾濫）** ※ 浸水状況や気象情報等を踏まえ、一部又は全部の指定避難所を開設する。

番号	指定避難所	所在地	電話番号
1	青柳小学校	大塚5丁目40番18号	03-3947-2471
2	小日向台町小学校	小日向2丁目3番8号	03-3947-2371
3	誠之小学校	西片2丁目14番6号	03-3811-7171
4	第一中学校	小石川5丁目8番9号	03-3811-7271
5	第三中学校	春日1丁目9番31号	03-3814-2544
6	第六中学校	向丘1丁目2番2号	03-3814-6666
7	茗台中学校	春日2丁目9番5号	03-3811-2969
8	音羽中学校	大塚1丁目9番24号	03-3947-2771

**水害（高潮氾濫）**

水害（高潮氾濫）時の指定避難所については、高潮氾濫によって浸水被害が予想される区域が神田川流域であることから、水害（神田川外水氾濫）の指定避難所を基本とし、浸水状況や気象情報等を踏まえ、一部又は全部の避難所を開設する。

**土 砂 災 害**

※ 土砂災害状況や気象情報等を踏まえ、一部又は全部の指定避難所を開設する。

番号	指定避難所	所在地	電話番号
1	林町小学校	千石2丁目36番3号	03-3946-0421
2	青柳小学校	大塚5丁目40番18号	03-3947-2471
3	小日向台町小学校	小日向2丁目3番8号	03-3947-2371
4	湯島小学校	湯島2丁目28番14号	03-3813-6061
5	誠之小学校	西片2丁目14番6号	03-3811-7171
6	第一中学校	小石川5丁目8番9号	03-3811-7271
7	第三中学校	春日1丁目9番31号	03-3814-2544
8	第六中学校	向丘1丁目2番2号	03-3814-6666
9	文林中学校	千駄木5丁目25番10号	03-3827-7671
10	茗台中学校	春日2丁目9番5号	03-3811-2969
11	本郷台中学校	本郷2丁目38番23号	03-3811-2571
12	音羽中学校	大塚1丁目9番24号	03-3947-2771
13	目白台交流館(目白台総合センター内)	目白台3丁目18番7号	03-5395-9141

**(2) 指定避難所の開設・運営・閉鎖**

- 避難所の開設及び閉鎖の決定は、臨時水害対策本部等が行う。また、避難所の開設及び閉鎖は、臨時水害対策本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。
- 避難所の開設・運営は、次の者が行う。
  - ア 開設する時間が勤務時間内の場合
    - 災害対策本部における当該避難所開設運営班職員。ただし、目白台交流館については、関口台町小学校避難所開設運営班職員とする。
  - イ 開設する時間が勤務時間外の場合
    - 防災職員住宅被貸与者で、避難所開設運営班の指定職員
    - なお、担当避難所は、別に指定する。
  - ウ 避難所の運営時間が勤務時間内から勤務時間外に及ぶ場合
    - 17時15分に、防災職員住宅被貸与者による運営に切り替える。
  - エ 避難所の開設時間が24時間以上にわたることが想定される場合
    - 防災職員住宅貸与者に加え、臨時災害対策本部及び災害対策本部の避難所開設運営班との交代制とし、勤務時間は、開設時間によってローテーションを組む。
- 避難所の開設が決定した場合、臨時水害対策本部等は施設管理者等(副校長等)に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。
- 避難所の開設は、原則として、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令までには終える。
- 避難所の運営は、区職員を中心に運営し、可能な範囲で学校長・学校教職員(目白台交流館においては指定管理者職員)等の協力を得る。体育館や多目的スペース等に避難者数に応じた避難スペースを設営し、必要な備蓄物資を供出する。
- 避難所の運営で使用した毛布、備蓄物資等は、区職員で片付けを行い、可能な範囲で学校長・学校教職員(目白台交流館においては、指定管理者職員)等の確認を得る。

### (3) 垂直避難場所

風水害時において、(1) 指定避難所への避難が極めて困難な場合又は雨の降り方や浸水状況により、生命の危険を感じた場合の緊急的な避難場所を「垂直避難場所」とし、以下のとおり、一部の区有施設や事業者施設等を垂直避難場所として指定する。

垂直避難場所は、区が主体となって運営する施設と、協定締結先事業者が主体となって運営する施設の2通りがあり、いずれも相互に協力することとしている。

なお、避難指示等の発令対象地域ごとに垂直避難場所の割当ては行わない。

**垂直避難場所** ※ 浸水状況や気象情報等を踏まえ、一部又は全部の垂直避難場所を開設する。

#### 【区が主体となって運営する垂直避難場所】

##### ○ 区有施設（2か所）

垂直避難場所	所在地	電話番号
文京江戸川橋体育館(2F)	小日向1丁目7番4号	03-3945-4008
文京清掃事務所(2F)	後楽1丁目7番29号	03-3813-6661

##### ○事業者施設（6か所）

垂直避難場所	所在地	電話番号
学校法人ARC学園 ARC東京日本語学校(8F)	後楽2丁目23番10号	03-5804-5811
凸版印刷株式会社厚生棟(2F食堂)	水道1丁目4番18号	03-3835-5111
学校法人読売理工学院(2F～5F)	小石川1丁目1番1号	03-3868-0411
学校法人獨協学園獨協中学・高等学校(体育館)	関口3丁目8番1号	03-3943-3651
杜の癒しハウス文京関口 (3F及び4F共用スペース)	関口1丁目14番12号	03-5227-8835
公益財団法人和敬塾(大講堂、小講堂、西寮地下ホール、新南寮地下ホール)	目白台1丁目21番2号	03-3941-7446

#### 【協定締結先事業者が主体となって運営する垂直避難場所】

##### ○ その他の施設（4か所）

関口地区のマンション、ビル等

### (4) 垂直避難場所の開設・運営・閉鎖

#### 【区が主体となって運営する垂直避難場所】

○ 垂直避難場所の開設は、以下の①～③のいずれか1つに該当する場合に開設する。

① 都と気象庁から「神田川氾濫危険情報」が発表された場合

② 神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報等で、神田川上流に多量の降雨が予想される場合

③ 神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水

位（都）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合

- 垂直避難場所の開設及び閉鎖の決定は、浸水状況や気象情報等を考慮し、原則として、臨時水害対策本部等が行う。
- 垂直避難場所の開設、運営及び閉鎖は、区が主体となって運営する垂直避難場所においては、臨時水害対策本部等の管理及び責任の下、区職員が行い、協定締結先事業者が主体となって運営する垂直避難場所においては、臨時水害対策本部等と情報を共有しながら、事業者等が主体となって行う。
- 垂直避難場所の開設・運営は、次の者が行う。
  - ア 開設する時間が勤務時間内の場合  
災害対策本部における避難所運営部応援職員
  - イ 開設する時間が勤務時間外の場合  
防災職員住宅被貸与者で、本部班の職員  
なお、垂直避難場所に派遣する人数及び職員は、台風や雨等の状況を踏まえ、決定する。
  - ウ 垂直避難場所の運営時間が勤務時間内から勤務時間外に及ぶ場合  
17時15分に、防災職員住宅被貸与者の本部班の職員による運営に切り替える。
  - エ 垂直避難場所の開設時間が24時間以上にわたることが想定される場合  
防災職員住宅貸与者の本部班の職員に加え、当該垂直避難場所近隣の避難所における臨時災害対策本部の避難所開設班又は災害対策本部の避難所運営部応援職員との交代制とし、勤務時間は、開設時間によってローテーションを組む。
- 垂直避難場所の開設が決定した場合、臨時水害対策本部等は、施設管理者等に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。
- 垂直避難場所の運営は、臨時水害対策本部等や近隣の避難所と、適宜避難情報や気象情報等を情報共有しながら、区職員を中心にを行い、可能な範囲で施設職員等の協力を得る。
- 避難者数に応じた避難スペースを設営し、必要な備蓄物資を供出する。
- 垂直避難場所の運営で使用した備蓄物資等は、区職員で片付けを行い、施設管理者等の確認を得る。

#### 【協定締結先事業者が主体となって運営する垂直避難場所】

- 垂直避難場所の開設・運営は、事業者等が主体となって行う。
- 垂直避難場所の開設が決定した場合、臨時水害対策本部等は、事業者等に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。
- 垂直避難場所の運営は、臨時水害対策本部等と情報を共有しながら、事業者等が主体となって行う。
- 垂直避難場所の運営で使用した備蓄物資等の片付けは、事業者等が主体となってを行う。
  - ※ 原則として、事業者等が主体となって、垂直避難場所の開設・運営・閉鎖を行うが、人数等に不足が生じた場合は、臨時水害対策本部等と協議の上、必要に応じて、区職員を派遣する。

## 9 要配慮者等の支援

### (1) 要配慮者利用施設等の避難支援

ア 臨時水害対策本部又は災害対策本部において、避難指示等を発令することを決定した場合は、以下の要配慮者利用施設に対し、各施設所管課から電話等により、避難指示等の内容や避難所の情報等を各施設に伝達する。

○ 神田川外水氾濫区域に含まれる要配慮者利用施設は、以下の 32 施設となる。

施設種類	施設名	所在地	電話番号	所管課
介護施設	須田整形外科クリニック	後楽2丁目23番15号	03-3811-0881	介護保険課
	ゆららデイサービス	水道2丁目10番17号	03-6912-0069	介護保険課
	ゆららデイサービス江戸川橋	水道2丁目7番5号	03-6801-8235	介護保険課
	神楽坂介護リハビリセンター	関口1丁目2番3号	03-5227-1070	介護保険課
	ベストリハ早稲田	関口1丁目35番17号	03-5155-2830	介護保険課
有料老人ホーム	杜の癒しハウス文京関口	関口1丁目14番12号	03-5227-8835	介護保険課
障害者施設	JoBridge 飯田橋	後楽2丁目2番10号	03-3868-2680	障害福祉課
	放課後等デイサービスあんプラス江戸川橋	関口1丁目48番6号	03-6280-7083	障害福祉課
幼稚園	後楽幼稚園	後楽1丁目7番7号	03-3811-5041	学務課
保育所	水道保育園	水道1丁目3番26号	03-3812-2237	幼児保育課
	目白台保育園	目白台1丁目5番1号	03-3945-4220	幼児保育課
	繭の糸おとわ小規模保育園	音羽1丁目1番7号	03-6304-1138	幼児保育課
	テンドーラビング保育園小石川	後楽1丁目8番13号	03-3868-3997	幼児保育課
	グローバルキッズ後楽二丁目園分園	後楽2丁目6番1号	03-5684-1020	幼児保育課
	グローバルキッズ後楽二丁目園	後楽2丁目20番15号	03-5684-3060	幼児保育課
	神田川ほとりに花咲く保育園	水道2丁目9番6号	03-5810-1651	幼児保育課
	クオリスキッズ江戸川橋保育園	水道2丁目10番3号	03-5981-9612	幼児保育課
	さくらさくみらい 水道	水道2丁目14番10号	03-6902-2139	幼児保育課
	キッズパートナー文京関口	関口1丁目20番6号	03-5206-8770	幼児保育課
	SOMPO スマイルキッズ江戸川橋保育園	関口1丁目45番15号	03-5229-3007	幼児保育課
	国立大学法人東京医科歯科大学わくわく保育園	湯島1丁目5番45号	03-5803-4654	幼児保育課
	認可外保育施設	COSMO☆KIDS	水道2丁目11番10号 大都ビル3階	03-6902-1784
繭の糸こども園		音羽1丁目1番7号	03-6902-0027	幼児保育課
繭の糸ひよこ保育園		音羽1丁目5番15号	03-6902-1943	幼児保育課
グループ保育室こうらく		後楽1丁目7番7号	03-3818-4180	幼児保育課
特別支援学校	文京盲学校	後楽1丁目7番6号	03-3811-5714	防災課
児童館	水道児童館	水道1丁目3番26号	03-3812-2238	児童青少年課

施設種類	施設名	所在地	電話番号	所管課
児童館	目白台児童館	目白台1丁目5番1号	03-3941-8837	児童青少年課
育成室	水道育成室	水道1丁目3番26号	03-3812-2238	児童青少年課
	目白台育成室	目白台1丁目5番1号	03-3941-8837	児童青少年課
児童施設	ベネッセ学童クラブ音羽	音羽1丁目1番7号	03-5940-2306	児童青少年課
子育てひろば	子育てひろば水道	水道1丁目3番26号	03-3812-2345	幼児保育課

○ 内水氾濫区域に含まれる要配慮者利用施設は、以下の 28 施設となる。

施設種類	施設名	所在地	電話番号	所管課
障害者施設	小石川福祉作業所	小石川 3 丁目 30 番 6 号	03-3811-1431	障害福祉課
介護施設	あしつよ・文京	春日 2 丁目 13 番 1 号	03-6801-6402	介護保険課
	デイサービスセンターファンライフ 文京	千石 3 丁目 13 番 11 号	03-6912-0355	介護保険課
介護老人 保健施設	介護老人保健施設音羽えびすの 郷	音羽 1 丁目 22 番 14 号	03-3941-0165	介護保険課
小学校	柳町小学校	小石川 1 丁目 23 番 16 号	03-3811-0068	学務課
	金富小学校	春日 2 丁目 6 番 15 号	03-3811-0066	学務課
	お茶の水女子大学附属小学校	大塚 2 丁目 1 番 1 号	03-5978-5875	防災課
	筑波大学附属小学校	大塚 3 丁目 29 番 1 号	03-3946-1391	防災課
幼稚園・ 保育所	柳町こどもの森 (柳町幼稚園・柳町保育園)	小石川 1 丁目 23 番 6 号	03-3811-0978	学務課
保育所	こひなた保育園	小日向 1 番 21 番 1 号	03-3943-4457	幼児保育課
	青柳保育園	関口 3 丁目 2 番 5 号	03-3941-4518	幼児保育課
	文京ガーデンひかり保育園	小石川 1 丁目 1 番 7 号	03-3813-1188	幼児保育課
	にじのいるか保育園小石川	小石川 1 丁目 24 番 3 号	03-6801-8228	幼児保育課
	クオリスキッズ小石川保育園	小石川 2 丁目 2 番 6 号	03-5615-9515	幼児保育課
	小学館アカデミー小石川保育園	小石川 2 丁目 1 番 12 号	03-5805-1015	幼児保育課
	八千代保育園	音羽 1 丁目 19 番 18 号	03-5981-3025	幼児保育課
	キッズガーデン文京春日	西片 1 丁目 17 番 8 号	03-5615-8971	幼児保育課
	ポピンズナーサリースクール本郷	本郷 4 丁目 15 番 14 号	03-3868-2947	幼児保育課
	たんぼぼ保育園	本郷 7 丁目 3 番 1 号	03-3812-4091	幼児保育課
認可外 保育施設	ポピンズナーサリースクール 東大本郷さくら	本郷 7 丁目 3 番 1 号	03-6240-0081	幼児保育課
病後児 保育施設	ゆうひが丘春日病児保育ルーム	小石川 1 丁目 5 番 1 号	03-3868-2714	子育て支援課
児童館	柳町児童館	小石川 1 丁目 23 番 9 号	03-3811-9213	児童青少年課
育成室	柳町第三育成室	小石川 1 丁目 23 番 16 号	03-3815-8171	児童青少年課
児童施設	After School ミライン 文京 GARDEN	小石川 1 丁目 5 番 1 号	03-5615-9666	児童青少年課
医療施設	東京健生病院	大塚 4 丁目 3 番 8 号	03-3944-6111	生活衛生課
	東京大学医学部附属病院	本郷 7 丁目 3 番 1 号	03-3815-5411	生活衛生課
	東京医科歯科大学病院	湯島 1 丁目 5 番 45 号	03-3813-6111	生活衛生課
助産施設	八千代助産院	音羽 1 丁目 19 番 18 号	03-5981-3023	保健サービス センター

○ 高潮氾濫区域に含まれる要配慮者利用施設は、以下の 17 施設となる。

施設種類	施設名	所在地	電話番号	所管課
介護施設	須田整形外科クリニック	後楽 2 丁目 23 番 15 号	03-3811-0881	介護保険課
	神楽坂介護リハビリセンター	関口 1 丁目 2 番 3 号	03-5227-1070	介護保険課
有料老人ホーム	杜の癒しハウス文京関口	関口 1 丁目 14 番 12 号	03-5227-8835	介護保険課
障害者施設	JoBridge 飯田橋	後楽 2 丁目 2 番 10 号	03-3868-2680	障害福祉課
	放課後等デイサービスあんプラス 江戸川橋	関口 1 丁目 48 番 6 号	03-6280-7083	障害福祉課
幼稚園	後楽幼稚園	後楽 1 丁目 7 番 7 号	03-3811-5041	学務課
保育所	水道保育園	水道 1 丁目 3 番 26 号	03-3812-2237	幼児保育課
	テnderラビング保育園小石川	後楽 1 丁目 8 番 13 号	03-3868-3997	幼児保育課
	グローバルキッズ後楽二丁目園 分園	後楽 2 丁目 6 番 1 号	03-5684-1020	幼児保育課
	グローバルキッズ後楽二丁目園	後楽 2 丁目 20 番 15 号	03-5684-3060	幼児保育課
	さくらさくみらい 水道	水道 2 丁目 14 番 10 号	03-6902-2139	幼児保育課
	キッズパートナー文京関口	関口 1 丁目 20 番 6 号	03-5206-8770	幼児保育課
認可外保育 施設	グループ保育室こうらく	後楽 1 丁目 7 番 7 号	03-3818-4180	幼児保育課
特別支援学校	文京盲学校	後楽 1 丁目 7 番 6 号	03-3811-5714	防災課
児童館	水道児童館	水道 1 丁目 3 番 26 号	03-3812-2238	児童青少年課
育成室	水道育成室	水道 1 丁目 3 番 26 号	03-3812-2238	児童青少年課
子育てひろば	子育てひろば水道	水道 1 丁目 3 番 26 号	03-3812-2345	幼児保育課

○ 土砂災害のおそれのある区域に含まれる要配慮者利用施設は、以下の 37 施設となる。

施設種類	施設名	所在地	電話番号	所管課
福祉施設	文京福祉センター江戸川橋	小日向 2 丁目 16 番 15 号	03-5940-2901	高齢福祉課
	文京総合福祉センター内 子どもショートステイ・トワイライトス テイ	小日向 2 丁目 16 番 15 号	03-5803-1256	子育て支援課
介護施設	ジム・デイサービス夢楽白山	白山 1 丁目 33 番 18 号	03-6240-0945	介護保険課
障害者施設	障害者支援施設リアン文京	小日向 2 丁目 16 番 15 号	03-5940-2822	障害福祉課
中学校	第三中学校	春日 1 丁目 9 番 31 号	03-3814-2544	学務課
	第八中学校	千駄木 2 丁目 19 番 22 号	03-3821-7128	学務課
	茗台中学校	春日 2 丁目 9 番 5 号	03-3811-2969	学務課
	筑波大学附属中学校	大塚 1 丁目 9 番 1 号	03-3945-3231	防災課
	日本大学豊山中学校	大塚 5 丁目 40 番 10 号	03-3943-2161	防災課
	京華中学校	白山 5 丁目 6 番 6 号	03-3946-4451	防災課
	淑徳SC中等部	小石川 3 丁目 14 番 3 号	03-3811-0237	防災課
	桜蔭中学校	本郷 1 丁目 5 番 25 号	03-3811-0147	防災課
小学校	指ヶ谷小学校	白山 2 丁目 28 番 4 号	03-3811-6005	学務課
	関口台町小学校	関口 2 丁目 6 番 1 号	03-3947-2631	学務課
	金富小学校	春日 2 丁目 6 番 15 号	03-3811-0066	学務課
	根津小学校	根津 1 丁目 14 番 3 号	03-3822-4731	学務課
	汐見小学校	千駄木 2 丁目 19 番 23 号	03-3827-7566	学務課
幼稚園	根津幼稚園	根津 1 丁目 14 番 2 号	03-3828-8703	学務課
	共立大日坂幼稚園	小日向 2 丁目 17 番 7 号	03-3941-5570	幼児保育課
	日本女子大学附属豊明幼稚園	目白台 1 丁目 18 番 14 号	03-5981-3852	幼児保育課
保育所	にじのいるか保育園千石	千石 2 丁目 8 番 9 号	03-6902-1551	幼児保育課
	慈愛会保育園	本郷 6 丁目 12 番 5 号	03-3816-3715	幼児保育課
認可外 保育施設	繭の糸ひよこ保育園	音羽 1 丁目 5 番 15 号	03-6902-1943	幼児保育課
	日本女子大学さくらナーズリー	目白台 1 丁目 18 番 14 号	03-5981-3391	幼児保育課
	ten kids 春日西片園	西片 1 丁目 1 番 10 号	03-5615-8156	幼児保育課
特別支援 学校	筑波大学附属視覚特別支援学校	目白台 3 丁目 27 番 6 号	03-3943-5421	防災課
	筑波大学附属大塚特別支援学校	春日 1 丁目 5 番 5 号	03-3813-5569	防災課
児童館	根津児童館	根津 1 丁目 14 番 3 号	03-3824-6466	児童青少年課
育成室	指ヶ谷育成室	白山 2 丁目 28 番 4 号	03-3811-9214	児童青少年課
	汐見育成室	千駄木 2 丁目 19 番 23 号	03-3821-2212	児童青少年課
	第三中学校育成室	春日 1 丁目 9 番 9 号	03-3815-5535	児童青少年課
	茗台育成室	春日 2 丁目 9 番 5 号	03-5684-7681	児童青少年課
	茗台臨時育成室	春日 2 丁目 9 番 5 号	090-6659-2136	児童青少年課
子育て ひろば	子育てひろば江戸川橋	小日向 2 丁目 16 番 15 号	03-5940-2909	子育て支援課
	子育てひろば汐見	千駄木 2 丁目 19 番 23 号	03-3828-0880	子育て支援課
医療施設	慈愛病院	本郷 6 丁目 12 番 5 号	03-3812-7360	生活衛生課
	東都文京病院	湯島 3 丁目 5 番 7 号	03-3831-2181	生活衛生課

イ 地下街（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）

○ 神田川外水氾濫及び高潮氾濫区域に含まれる地下街は、以下の2施設となる。

施設種類	施設名	所在地	電話番号
駅	都営地下鉄大江戸線飯田橋駅	後楽 1 丁目 9 番 5 号	03-5689-4264
	東京メトロ有楽町線江戸川橋駅	関口 1 丁目 19 番 6 号	03-3267-2636

○ 荒川外水氾濫区域に含まれる地下街は、以下の1施設となる。

施設種類	施設名	所在地	電話番号
駅	東京メトロ千代田線湯島駅	湯島 3 丁目 47 番 10 号	03-3832-0841

## (2) 在宅の要配慮者への避難支援

避難指示等の発令対象地域のうち自力で避難することが困難な在宅の要配慮者について、民生委員・児童委員や防災関係機関等と連携を図り、避難指示等の内容を伝達して安全かつ迅速に避難できるよう支援する。

### (3) 区有施設利用者への避難支援

施設利用時間中に利用する者がいる施設に対しては、避難指示等を発令した場合には、各施設所管課から電話等により避難指示等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。

○ 土砂災害のおそれのある区域に含まれる区有施設は、以下の 30 施設となる。

警戒区域	施設	所在地	電話番号	所管課
K005、K027	音羽中学校グラウンド	大塚 1 丁目 2 番	03-3947-2771	学務課
K006	目白台運動公園	目白台 1 丁目 19・20 番	03-3941-6153	みどり公園課
K012	須藤公園	千駄木 3 丁目 4 番		みどり公園課
K015	元町公園	本郷 1 丁目 1 番		みどり公園課
K015	旧元町小学校	本郷 1 丁目 1 番 19 号		契約管財課
K018	肥後細川庭園	目白台 1 丁目 1 番		みどり公園課
K020	関口台町小学校	関口 2 丁目 6 番 1 号	03-3947-2631	学務課
K021	江戸川公園	関口 2 丁目 1 番		みどり公園課
K035	文京福祉センター 江戸川橋	小日向 2 丁目 16 番 15 号	03-5940-2901	高齢福祉課
K035	文京総合福祉センター 内 子どもショートステイ イ・トワイライトステイ	小日向 2 丁目 16 番 15 号	03-5803-1256	子育て支援課
K035	子育てひろば江戸川橋	小日向 2 丁目 16 番 15 号	03-5940-2909	子育て支援課
K041	茗台中学校	春日 2 丁目 9 番 5 号	03-3811-2969	学務課
K041	茗台育成室	春日 2 丁目 9 番 5 号	03-5684-7681	児童青少年課
K043	金富小学校	春日 2 丁目 6 番 15 号	03-3811-0066	学務課
K047	第三中学校	春日 1 丁目 9 番 31 号	03-3814-2544	学務課
K047	第三中学校育成室	春日 1 丁目 9 番 9 号	03-3815-5535	児童青少年課
K055	指ヶ谷小学校	白山 2 丁目 28 番 4 号	03-3811-6005	学務課
K055	指ヶ谷育成室	白山 2 丁目 28 番 4 号	03-3811-9214	児童青少年課
K057	井上公園	小石川 3 丁目 20 番		みどり公園課
K064	白山公園	白山 5 丁目 31 番		みどり公園課
K085	春日園児童遊園	本郷 1 丁目 33 番		みどり公園課
K088	第八中学校	千駄木 2 丁目 19 番 22 号	03-3821-7128	学務課
K088、K089	汐見児童遊園	千駄木 2 丁目 19 番		みどり公園課
K089、K090	汐見小学校	千駄木 2 丁目 19 番 23 号	03-3827-7566	学務課
K089、K090	汐見育成室	千駄木 2 丁目 19 番 23 号	03-3821-2212	児童青少年課
K089、K090	子育てひろば汐見	千駄木 2 丁目 19 番 23 号	03-3828-0880	子育て支援課
K093	千駄木ふれあいの杜	千駄木 1 丁目 11 号		みどり公園課
K098	根津小学校	根津 1 丁目 14 番 3 号	03-3822-4731	学務課
K098	根津幼稚園	根津 1 丁目 14 番 2 号	03-3828-8703	学務課
K098	根津児童館	根津 1 丁目 14 番 3 号	03-3824-6466	児童青少年課

# 資 料

水害即応態勢会議（第 回）

日時： 年 月 日（ ） 時 分

場所：防災センター

出席者

危機管理室長	総務部長	総務課長	職員課長	危機管理課長	防災課長	広報課長	区民部長
区民課長	都市計画部長	建築指導課長	土木部長	管理課長	施設管理部長	施設管理課長	

気象情報

--

満潮時刻： 月 日 時 分  
                  月 日 時 分

各課からの報告事項

広報課	
総務課	
職員課	
危機管理課	
防災課	
区民課	
建築指導課	
管理課	
施設管理課	

添付資料

- 1
- 2

# 文京区水害ハザードマップ

## 水害ハザードマップについて

この地図は、東京都の作成した浸水予想区域図を基に、河川の氾濫及び下水道の溢水により浸水が想定される区域及び浸水深を示すとともに、各地域の避難所を明示し、区民の皆さんの避難などに役立てるために作成したものです。

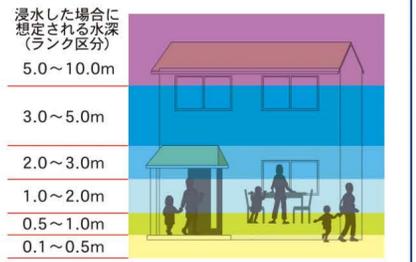
浸水被害が予想される区域及びその程度は、想定しうる最大規模の降雨(24時間総雨量690mm・時間最大雨量153mm)を基にシミュレーションを行っています。雨の降り方、土地の形態の変化、河川・下水道の整備状況等により変わることもあります。したがって、大雨が降ると、常にこの地図のような浸水被害が発生するということではありませんが十分に注意願います。

また、大雨の際には、区から避難指示等の避難情報が発令される場合がありますので、各種気象情報や避難情報には十分に注意ください。

いざというときに備えて、ご自宅から避難所までの避難経路、マンホールや側溝など危険な箇所などはあらかじめ確認いただけますようお願いいたします。

令和3年9月 文京区

- ### 凡 例
- 水害時の避難所
  - 避難所入口
  - 区役所・地域活動センター
  - 消防署・消防署出張所
  - 警察署・交番
  - 区 境
  - 町丁目界
  - 神田川の外水氾濫区域  
(標高:6.8m) 標高値



### 「神田川の外水氾濫区域」について

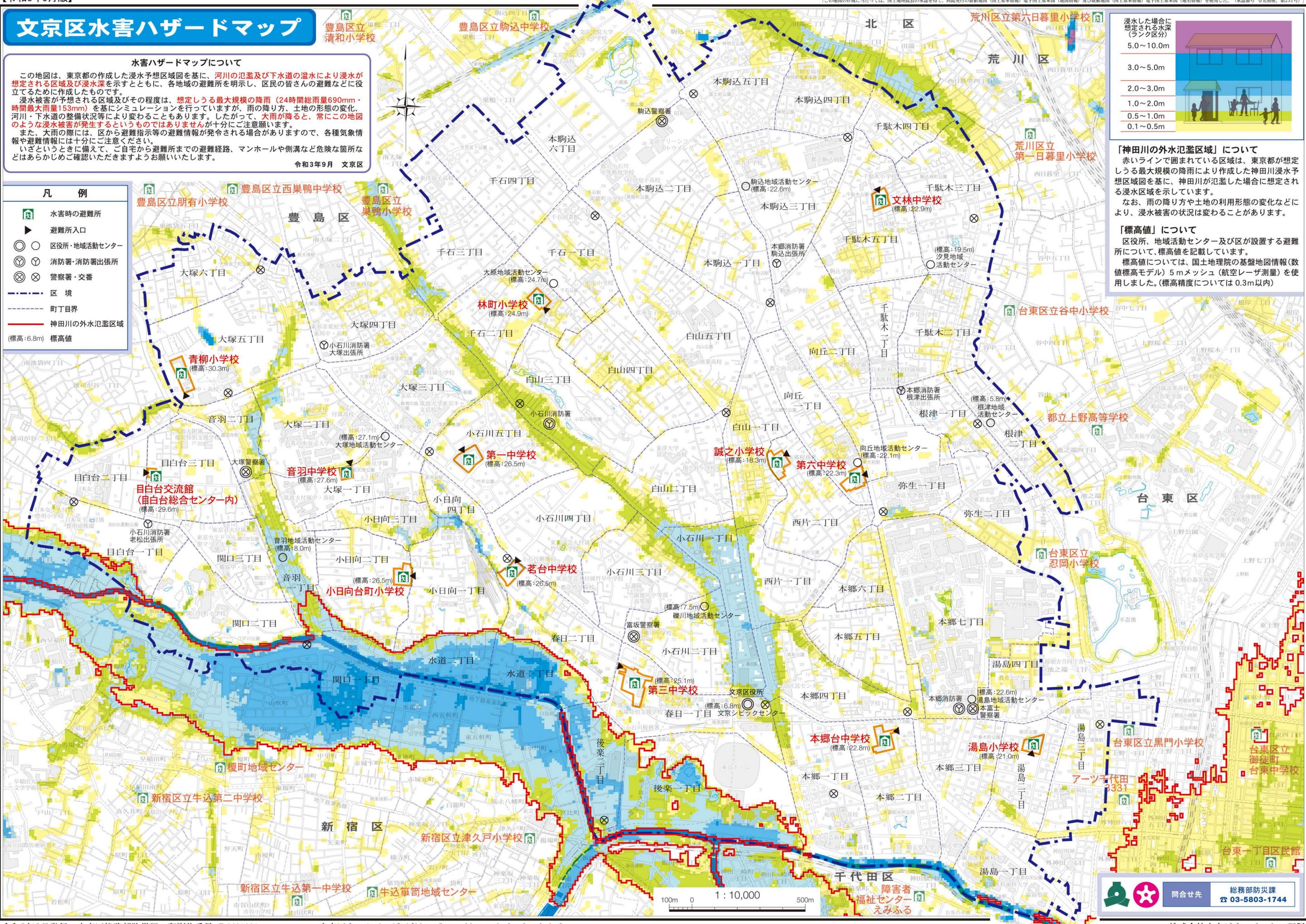
赤いラインで囲われている区域は、東京都が想定しうる最大規模の降雨により作成した神田川浸水予想区域図を基に、神田川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示しています。

なお、雨の降り方や土地の利用形態の変化などにより、浸水被害の状況は変わることがあります。

### 「標高値」について

区役所、地域活動センター及び区が設置する避難所について、標高値を記載しています。

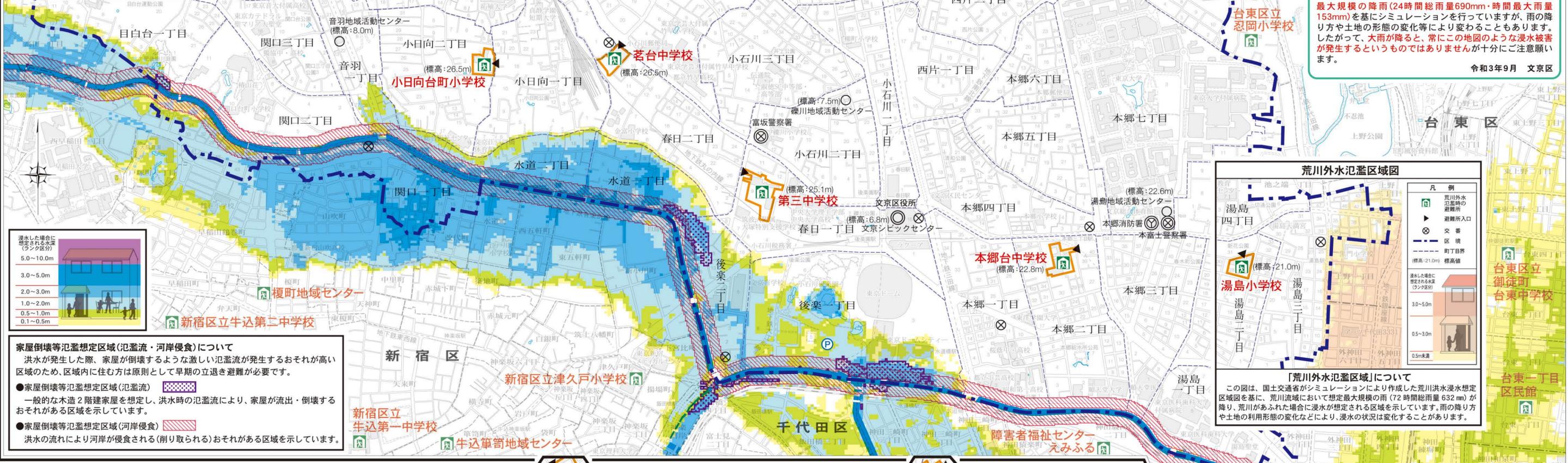
標高値については、国土地理院の基盤地図情報(数値標高モデル)5mメッシュ(航空レーザ測量)を使用しました。(標高精度については0.3m以内)



問合せ先 総務部防災課 ☎ 03-5803-1744

# 文京区洪水ハザードマップ 〔神田川及び荒川〕

〔浸水想定区域・家屋倒壊等想定区域(氾濫流・河岸侵食)〕



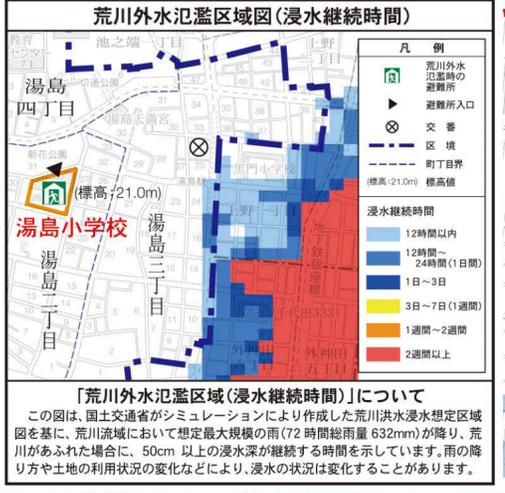
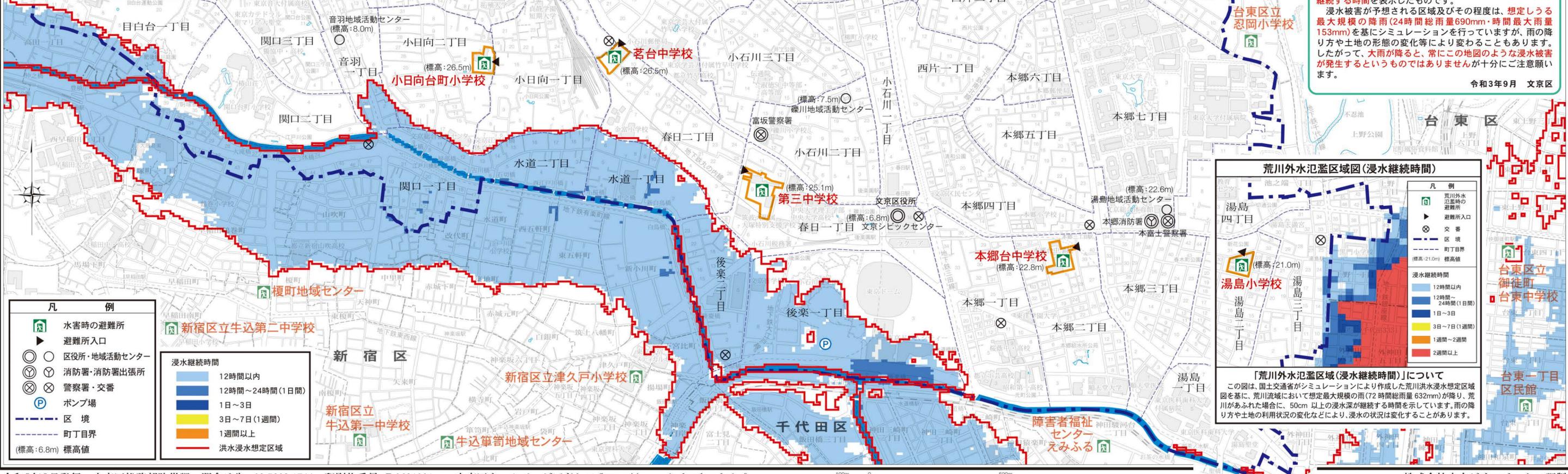
**洪水ハザードマップ(浸水想定区域)について**  
この地図は、東京都が作成した浸水想定区域図を基に、大雨によって神田川が氾濫した場合の浸水想定区域と浸水深等を示すとともに、各地域の避難所を明示し、区民の皆さんの避難などに役立てるために作成したものです。  
浸水被害が予想される区域及びその程度は、想定しうる最大規模の降雨(24時間総雨量690mm・時間最大雨量153mm)を基にシミュレーションを行っていますが、雨の降り方や土地の形態の変化等により変わることもあります。したがって、大雨が降ると、常にこの地図のような浸水被害が発生するというものではありませんが十分にご注意ください。

令和3年9月 文京区



# 文京区洪水ハザードマップ 〔神田川及び荒川〕

〔浸水継続時間〕



- 凡例**
- 水害時の避難所
  - 避難所入口
  - 区役所・地域活動センター
  - 消防署・消防署出張所
  - 警察署・交番
  - ポンプ場
  - 区境
  - 町丁目界
- 浸水継続時間**
- 12時間以内
  - 12時間~24時間(1日間)
  - 1日~3日
  - 3日~7日(1週間)
  - 1週間以上
  - 洪水浸水想定区域

# 文京区高潮ハザードマップ

【浸水想定区域】



**高潮ハザードマップ(浸水想定区域図)について**

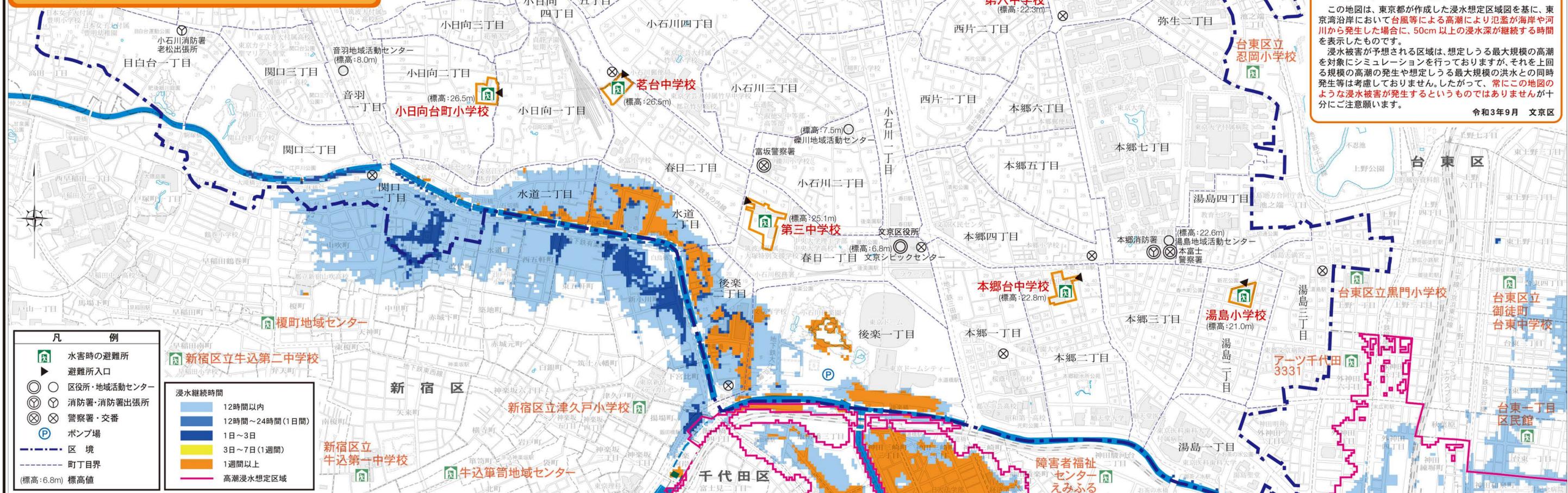
この地図は、東京都が作成した浸水想定区域図を基に、東京湾沿岸において台風等による高潮により、氾濫が海岸や河川から発生した場合に想定される浸水想定区域と浸水深を示すとともに、各地域の避難所を明示し、区民の皆さんの避難などに役立てるために作成したものです。

浸水被害が予想される区域及びその程度は、想定しうる最大規模の高潮を対象にシミュレーションを行っており、それを上回る規模の高潮の発生や想定しうる最大規模の洪水との同時発生等は考慮していませんので、常にこの地図のような浸水被害が発生するということではありません。いざという時に備えて、ご自宅から避難所までの経路などはあらかじめご確認くださいませようお願いいたします。

令和3年9月 文京区

# 文京区高潮ハザードマップ

【浸水継続時間】



**高潮ハザードマップ(浸水継続時間)について**

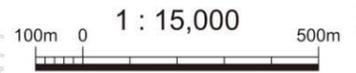
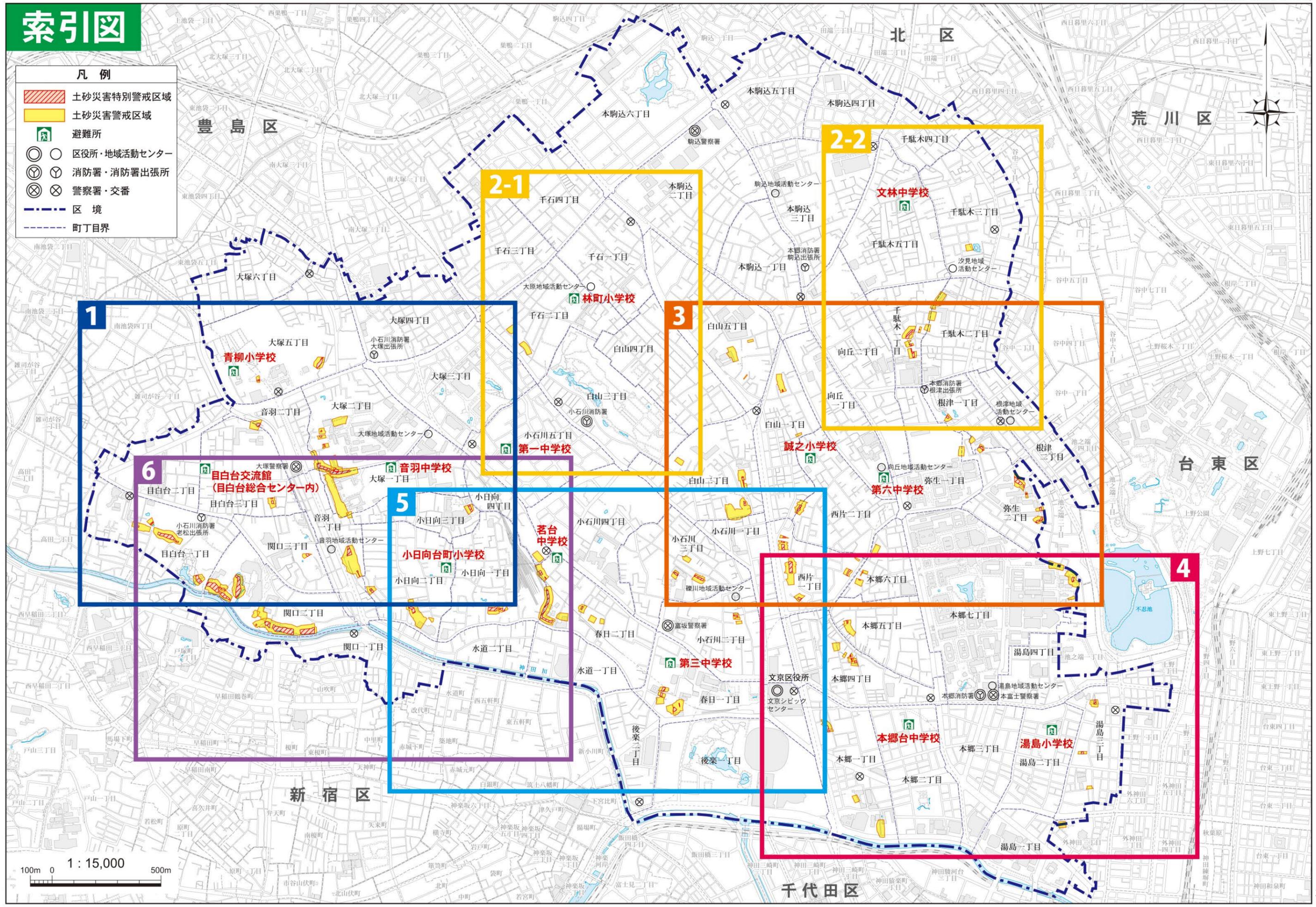
この地図は、東京都が作成した浸水想定区域図を基に、東京湾沿岸において台風等による高潮により氾濫が海岸や河川から発生した場合に、50cm以上の浸水深が継続する時間を表示したものです。

浸水被害が予想される区域は、想定しうる最大規模の高潮を対象にシミュレーションを行っておりますが、それを上回る規模の高潮の発生や想定しうる最大規模の洪水との同時発生等は考慮していません。したがって、常にこの地図のような浸水被害が発生するというものではありませんが十分にご注意ください。

令和3年9月 文京区

# 索引図

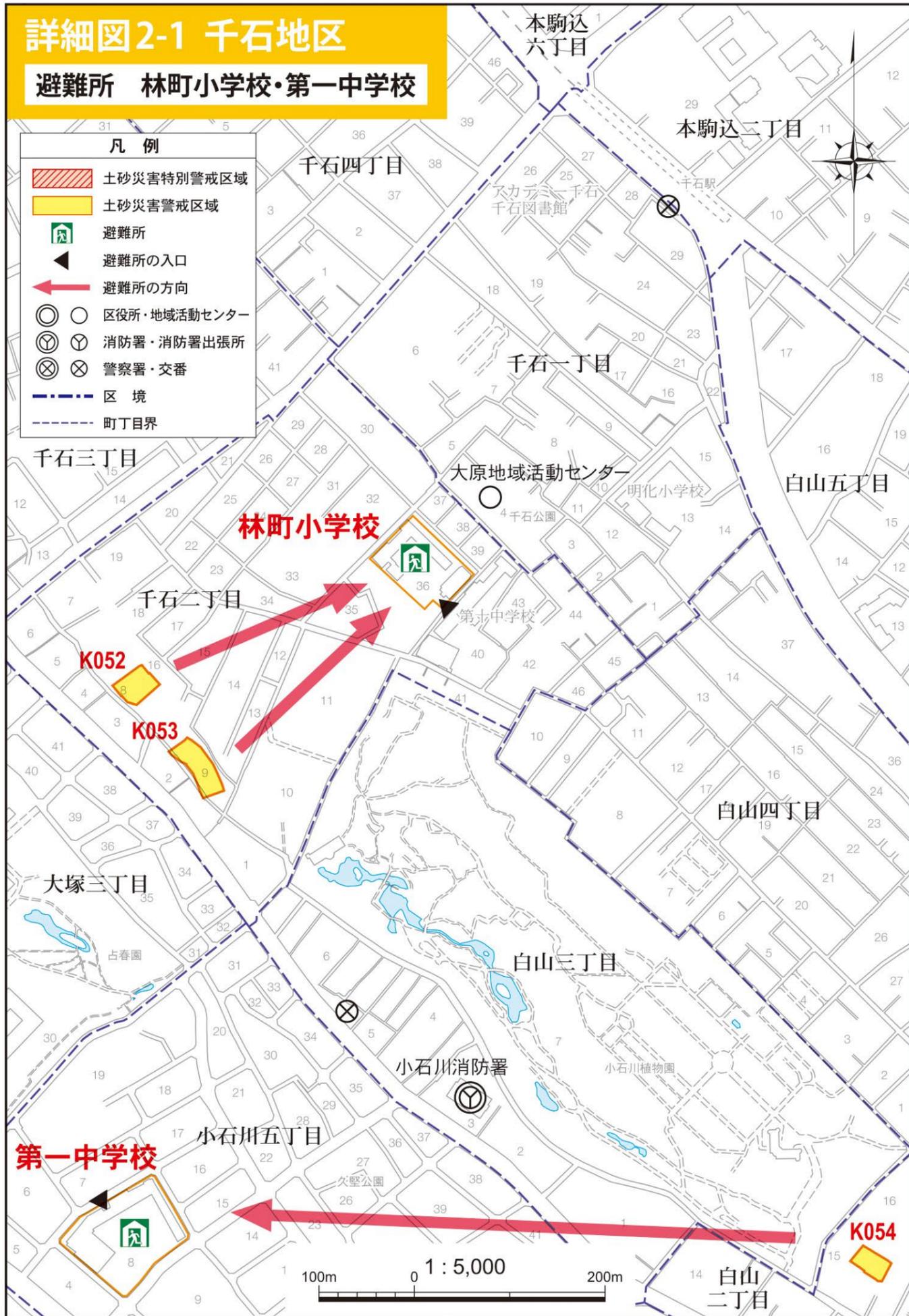
- 凡例**
-  土砂災害特別警戒区域
  -  土砂災害警戒区域
  -  避難所
  -  区役所・地域活動センター
  -  消防署・消防出張所
  -  警察署・交番
  -  区境
  -  町丁目界





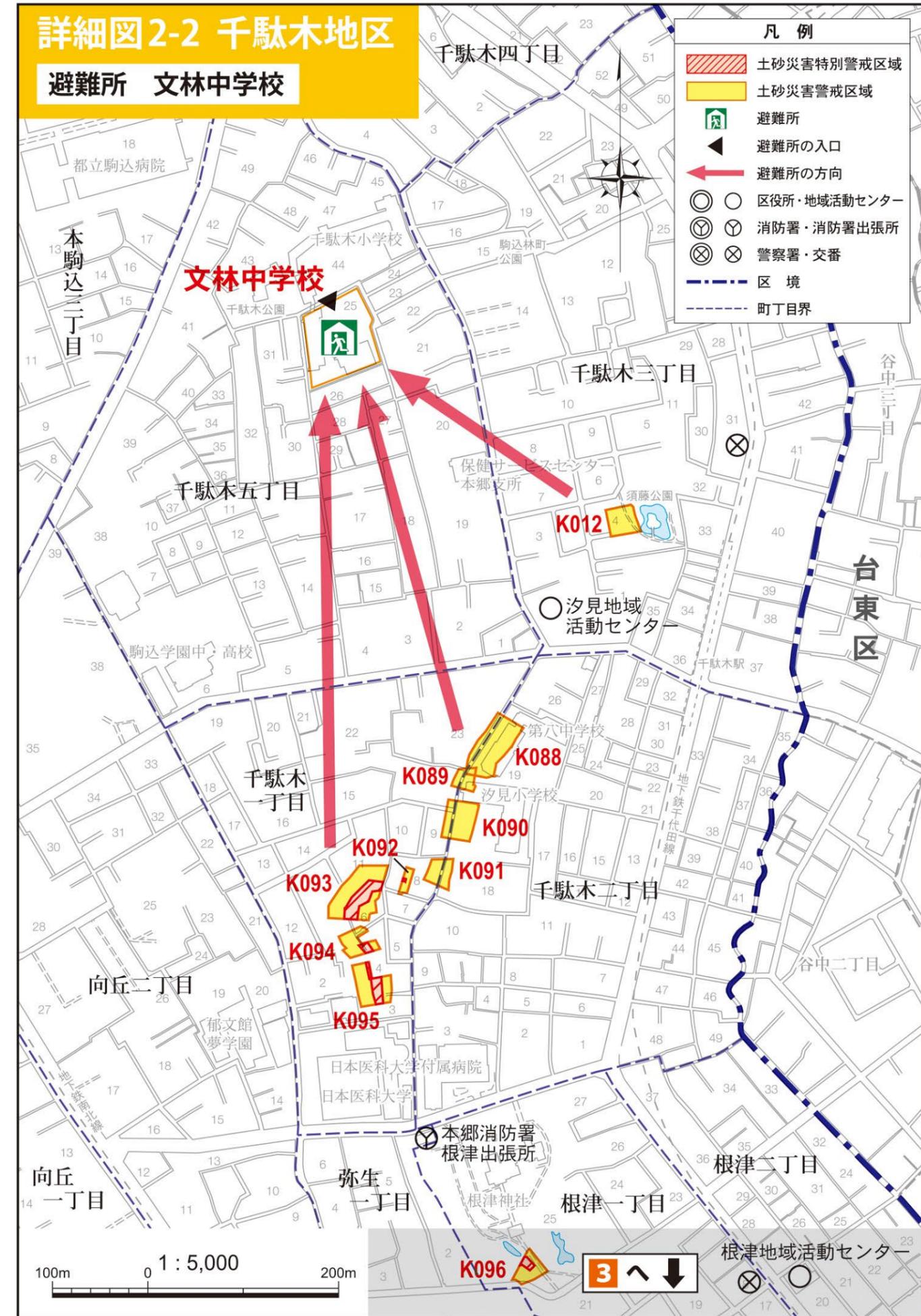
# 詳細図2-1 千石地区

避難所 林町小学校・第一中学校



# 詳細図2-2 千駄木地区

避難所 文林中学校



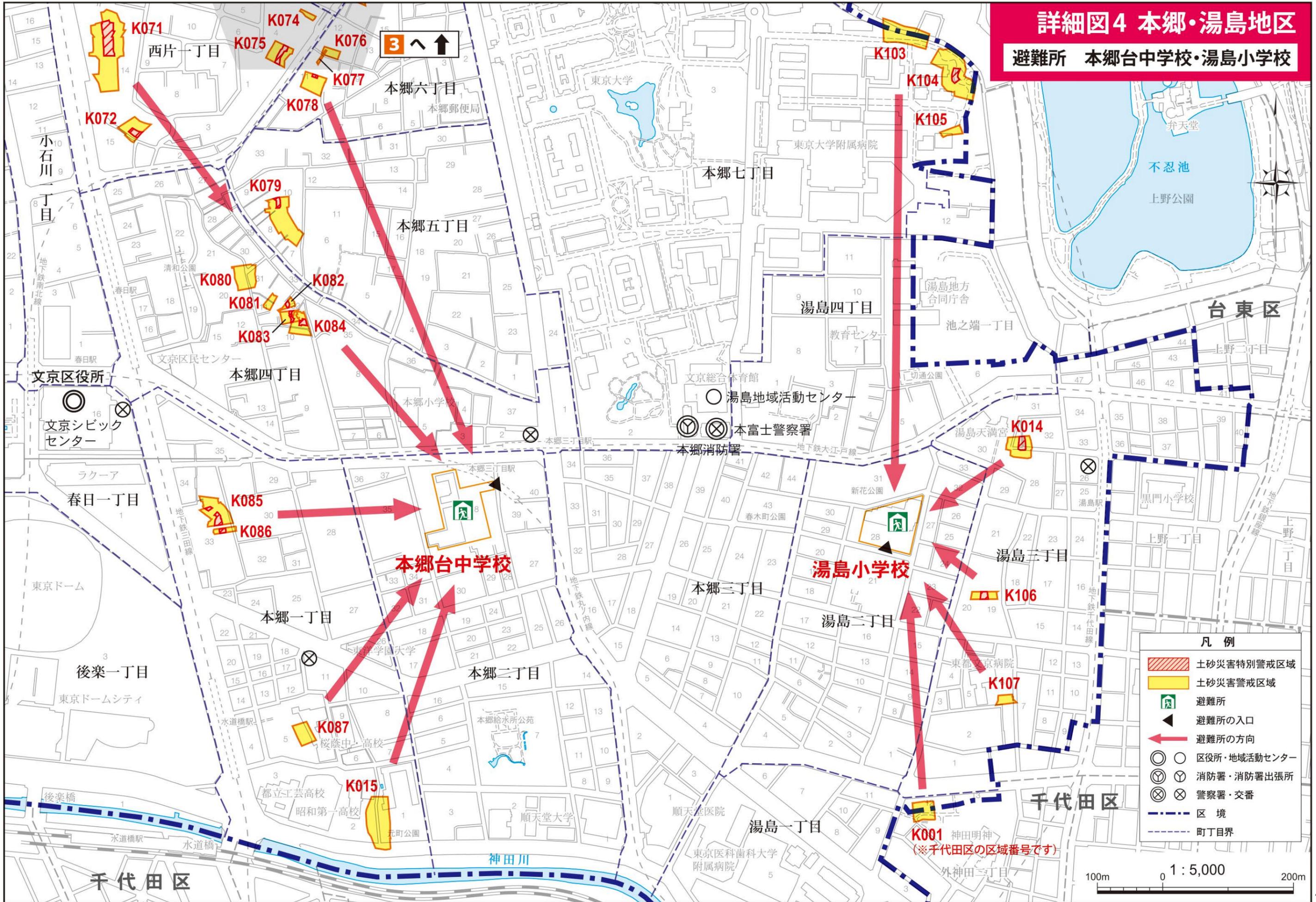
# 詳細図3 西片・白山・本郷・根津・弥生地区

避難所 誠之小学校・第六中学校



# 詳細図4 本郷・湯島地区

避難所 本郷台中学校・湯島小学校



- 凡例**
- 土砂災害特別警戒区域
  - 土砂災害警戒区域
  - 人 避難所
  - 避難所の入口
  - 避難所の方向
  - 区役所・地域活動センター
  - ⊙ 消防署・消防出張所
  - ⊗ 警察署・交番
  - 区境
  - 町丁目界

100m 0 1:5,000 200m

# 詳細図5 春日・小石川地区

避難所 茗台中学校・第三中学校

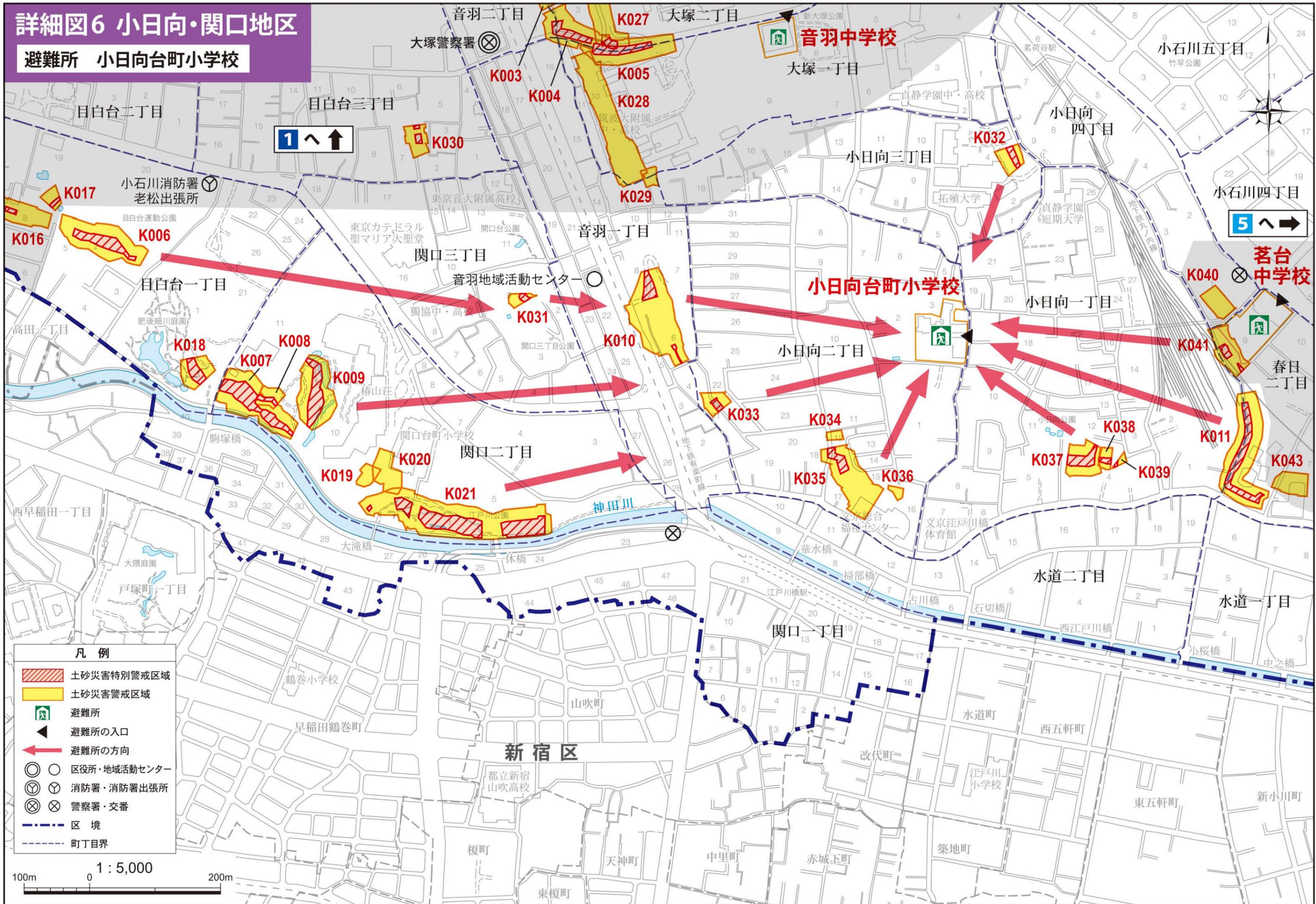


- 凡例**
- 土砂災害特別警戒区域
  - 土砂災害警戒区域
  - 避難所
  - 避難所の入口
  - 避難所の方向
  - 区役所・地域活動センター
  - 消防署・消防署出張所
  - 警察署・交番
  - 区境
  - 町丁目界

100m 0 1:5,000 200m

# 詳細図6 小日向・関口地区

## 避難所 小日向台町小学校



### 凡例

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 避難所
- 避難所の入口
- 避難所の方向
- 区役所・地域活動センター
- 消防署・消防署出張所
- 警察署・交番
- 区境
- 町丁目界

1 : 5,000

100m 0 200m

【資料5】 台風に伴う水害・土砂災害対策のタイムライン

台風の動きと警報等	区の態勢	総務部	企画政策部（広報課）	区民部	土木部	施設管理部	都市計画部	福祉部・子ども家庭部・教育推進部	避難所の開設・運営
<p>《台風が発生》</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> </ul>				
<p>《上陸の可能性》</p> <p>大雨注意報</p> <p>大雨警報（浸水害） 洪水警報</p> <p>水害の場合は、水害即応態勢から災害対策本部へ直に移行することもある。</p>	<p>水害即応態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>（水防態勢）</li> <li>・気象情報収集</li> <li>・水防資器材等の調達・手配</li> <li>・土のうの配布</li> </ul>				
<p>《接近》</p> <p>大雨警報（土砂災害）</p> <p>神田川氾濫危険情報 土砂災害警戒情報</p>	<p>臨時水害対策本部</p> <p>[警戒レベル3] 高齢者等避難</p> <p>災害対策本部</p> <p>[警戒レベル4] 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集（気象庁直通）</li> <li>・臨時水害対策本部設置</li> <li>・臨時水害対策本部編成員の招集</li> <li>・編成員以外の管理職に報告</li> <li>・避難所開設班等の動員準備</li> <li>・土砂災害のおそれのある区域の現地確認依頼（本部長決定）</li> <li>・避難所開設の決定（区長決定）</li> <li>・避難所開設班等の動員</li> <li>・「高齢者等避難」の判断（区長決定）</li> <li>・庁有車による注意喚起</li> <li>・防災関係機関との連携</li> <li>・垂直避難場所開設の判断（区長決定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用ホームページへの切替</li> <li>・区民等への情報伝達</li> <li>・区民等の問合せ対応</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> <li>・「高齢者等避難」の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設から情報収集</li> <li>・水害見舞金支給等動員体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防資器材等の調達・手配</li> <li>・河川、道路の巡回監視</li> <li>・災害現場の応急措置</li> <li>・区民等の要請や問合せ対応</li> <li>・土のうの配布</li> <li>・神田川橋梁の角落とし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設から情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民等の要請や問合せ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> <li>・区民等の要請や問合せ対応</li> <li>・土砂災害警戒区域等（自然崖）内で、区以外の崖所有者に対し、注意喚起を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への動員準備</li> <li>・指定避難所へ参集</li> <li>・避難所の開設</li> <li>・要配慮者…避難開始</li> <li>・避難所の運営</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集（気象庁直通）</li> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・災害対策本部編成員の招集</li> <li>・編成員以外の管理職に報告</li> <li>・「避難指示」の判断（区長決定）</li> <li>・防災関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民等への情報伝達</li> <li>・区民等の問合せ対応</li> <li>・「避難指示」の伝達</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設から情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防資器材等の調達・手配</li> <li>・河川、道路の巡回監視</li> <li>・災害現場の応急措置</li> <li>・区民からの要請や問合せ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設から情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民からの要請や問合せ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部への状況報告</li> <li>・区民等…避難を開始し、台風上陸前に避難完了</li> </ul>	
<p>《上陸》</p> <p>神田川氾濫発生情報 高潮氾濫発生情報</p> <p>大雨特別警報</p>	<p>[警戒レベル5] 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報収集</li> <li>・「緊急安全確保」の判断（区長決定）</li> <li>・防災関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民等への情報伝達</li> <li>・区民等の問合せ対応</li> <li>・「緊急安全確保」の伝達</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設から情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防資器材等の調達・手配</li> <li>・河川、道路の巡回監視</li> <li>・災害現場の応急措置</li> <li>・区民からの要請や問合せ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設から情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民からの要請や問合せ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の運営</li> <li>・本部への状況報告</li> </ul>	
<p>《通過》</p> <p>警報等の解除</p>	<p>態勢の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集（気象庁直通）</li> <li>・避難指示等解除の判断</li> <li>・避難所及び垂直避難場所の閉鎖判断</li> <li>・被害状況の集約・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民等の問合せ対応</li> <li>・避難指示等解除の伝達</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の情報収集</li> <li>・水害見舞金支給等の事務準備</li> <li>・水害見舞金支給等動員体制の構築</li> <li>・水害見舞金支給に係る調査活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場の応急措置</li> <li>・被害状況、水防活動の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の情報収集</li> <li>・区有施設、設備の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民からの要請や問合せ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の閉鎖</li> <li>・本部への状況報告</li> </ul>	

【資料7】 荒川下流タイムライン（概要版）

レベル	時間(いつ)			東京管区気象台からの情報	荒川下流河川事務所からの情報	その他機関等からの連絡	文京区の対応
	水位 (洪水予報等)	気象情報 ・予警報	目安の 時刻				
レベル1-1		台風が発生	-120H		TL上のレベルの設定及び適用の伝達		台風情報及び気象情報の収集・確認（以降、随時継続）
					台風の予想進路と影響等について情報提供(以降、随時継続)		
					台風の予想進路と影響等を踏まえた出水状況の情報提供(以降、随時継続)		
		台風による日本への影響の可能性	-96H		荒川下流TL上のレベル（及び目安の時刻）の伝達		対応状況の共有
							協力機関体制確認、連絡体制の確認
							荒川下流破堤氾濫時の浸水予想範囲の確認
		台風による首都圏への影響の可能性	-72H		荒川下流TL上のレベル（及び目安の時刻）を伝達		対応状況の共有
					重大な影響が予想される台風についての記者会見実施及び関係資料提供		
		台風の首都圏への接近	-48H		荒川下流TL上のレベル（及び目安の時刻）を伝達		対応状況の共有
							流域全体の雨量観測所情報の収集・確認（以降、随時継続）
							流域全体の河川水位観測所情報の収集・確認（以降、随時継続）
		東京都気象情報 大雨・洪水注意報、強風・波浪注意報		大雨・洪水注意報等の発表			大雨・洪水注意報等の収集・確認
レベル1-2	水防団待機水位(岩淵) 水防警報(待機・準備)(岩淵)		-30H		荒川下流TL上のレベル（及び目安の時刻）を伝達		対応状況の共有
					水防警報（待機・準備／岩淵）の発表・伝達		水害即応態勢の構築(関係職員待機)
							他区の状況を確認し避難者等の受入体制の検討
	岩淵水門（上） 3.5m		-24H		荒川下流TL上のレベル（及び目安の時刻）を設定		対応状況の共有
							【江東5区】 江東5区長共同による広域避難勧告の発表（対応方針）
							公共交通機関の運行状況の確認
							運行頻度、停止予告等の確認
							水位や暴風等の気象条件による各社の運行状況の情報収集
		大雨・洪水警報(埼玉、東京)		大雨・洪水警報(埼玉、東京)の発表			大雨・洪水警報(埼玉、東京)の収集・危険度の確認
							臨時水害対策本部の設置を検討
	氾濫注意情報(熊谷)		-18H		荒川水位予測（熊谷）の伝達		
				荒川下流TL上のレベル（及び目安の時刻）を設定		対応状況の共有	
						地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報【氾濫注意情報（熊谷）】等の伝達	

時間(いつ)				東京管区気象台からの情報	荒川下流河川事務所からの情報	その他機関等からの連絡	文京区の対応	
レベル	水位 (洪水予報等)	気象情報 ・予警報	目安の 時刻					
				洪水予報(氾濫注意情報/熊谷)の伝達	洪水予報(氾濫注意情報/熊谷)の伝達			
					岩淵水門上下流部の高水敷状況伝達			
		暴風警報(埼玉) 暴風・波浪警報(東京)			暴風警報(埼玉)、暴風・波浪警報(東京)の発表			
								暴風警報(埼玉)、暴風・波浪警報(東京)の収集・危険度の確認
	氾濫注意情報(治水橋)			-14H		荒川水位予測(治水橋)の伝達		
						荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)の伝達		
								対応状況の共有
								地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報【氾濫注意情報(治水橋)】等の伝達
					洪水予報(氾濫注意情報/治水橋)の伝達	洪水予報(氾濫注意情報/治水橋)の伝達		
				関係機関に岩淵水門ゲートの閉鎖操作開始の伝達(岩淵水門(上)水位観測所の水位がA.P.+4.0mに達したため)				
	記録的短時間大雨情報(埼玉)			記録的短時間大雨情報(埼玉)の発表				
							記録的短時間大雨情報(埼玉)の収集・確認	
					沿川自治体の被害状況の収集・確認			
レベル2	氾濫注意情報(岩淵) 水防警報(出動)(岩淵)		-11H		荒川水位予測(岩淵)の伝達			
					荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)の伝達			
							対応状況の共有	
							地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報【氾濫注意情報(岩淵)】等の伝達	
							エリアメール等による来訪者への退去勧告	
							各施設の閉鎖に関する情報提供(ホームページ・SNS等)	
							避難方法・手段の案内、避難所の案内	
				洪水予報(氾濫注意情報/岩淵)の伝達	洪水予報(氾濫注意情報/岩淵)の伝達			
					水防警報(出動/岩淵)の発表・伝達			
					関係機関に岩淵水門ゲートの閉鎖操作完了の伝達			
							道路管理者への道路規制状況及び鉄道事業者・バス事業者への運行状況の情報収集	
							地下鉄と地上鉄道等の運行継続及び停止等に関する連携	
					河川管理者・道路管理者間協議(調整又は道路管理者による情報提供)による対象区間の確定(通行止めの起点を定める)			
						【東京都】 通行止め対象区間情報の収集		
			各道路管理者による浸水想定区域のアンダーパスを含む道路に対する注意喚起の検討					
		避難車両(バス)専用レーンの設置						
			要配慮者施設へ通行止めに関する事前情報提供					
			住民からの問合せ対応					

時間(いつ)				東京管区気象台からの情報	荒川下流河川事務所からの情報	その他機関等からの連絡	文京区の対応
レベル	水位 (洪水予報等)	気象情報 ・予警報	目安の 時刻				
	氾濫警戒情報(熊谷)		-11H				規制時規制場所に監視員の配置
							関係機関と連動した車両移動
							地下街、要配慮者利用施設等への洪水予報【氾濫警戒情報(熊谷)】等の伝達
					洪水予報(氾濫警戒情報/熊谷)の伝達		
					熊谷で避難判断水位を越えたことを踏まえた避難に関する情報の収集・確認		
						【東京都総務局、各鉄道会社等】 地下鉄・地下街等の避難情報の伝達	
							地下施設利用者への周辺避難場所の広報
							交通規制情報の収集
							ホームページ、SNS、「文の京」安心・防災メール等で周知
					記録的短時間大雨情報(東京) 大雨特別警報(埼玉、東京)		
				気象台から各区へホットラインによる連絡(土砂災害や内水氾濫に関連した気象実況と予測情報の提供)《記録的短時間大雨情報(東京)に基づく》			
				気象台から市区へホットラインによる連絡《大雨特別警報(埼玉、東京)に基づく》			
	氾濫危険情報(熊谷)		-8H		荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)を伝達		対応状況の共有
							地下街、要配慮者利用施設等への洪水予報【氾濫危険情報(熊谷)】等の伝達
					洪水予報(氾濫危険情報/熊谷)の伝達	洪水予報(氾濫危険情報/熊谷)の伝達	
	氾濫警戒情報(治水橋)		-4H		荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)を伝達		対応状況の共有
							地下街、要配慮者利用施設等への洪水予報【氾濫警戒情報(治水橋)】等の伝達
					洪水予報(氾濫警戒情報/治水橋)の伝達		
レベル3	氾濫警戒情報(岩淵)		-3H		荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)を伝達		対応状況の共有
							地下街、要配慮者利用施設等への洪水予報【氾濫警戒情報(岩淵)】等の伝達
					洪水予報(氾濫警戒情報/岩淵)の伝達		
					河川事務所から市区へホットラインによる連絡(氾濫警戒情報(岩淵)の伝達、今後の見込み)		
							地下鉄・地下街等への避難情報の伝達
							地下施設利用者への周辺避難場所の広報
	氾濫危険情報(治水橋)		-1H		荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)の伝達		

時間(いつ)				東京管区気象台からの情報	荒川下流河川事務所からの情報	その他機関等からの連絡	文京区への対応
レベル	水位 (洪水予報等)	気象情報 ・予警報	目安の 時刻				
							対応状況の共有
							地下街、要配慮者利用施設等への洪水予報【氾濫危険情報(治水橋)】等の伝達
				洪水予報(氾濫危険情報/治水橋)の伝達	洪水予報(氾濫危険情報/治水橋)の伝達		
レベル4	氾濫危険情報(岩淵)		0H (ゼロアワー) 堤防が決壊するおそれあり。なお、越水開始まで4～9時間を想定。		荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)の伝達		対応状況の共有
							地下街、要配慮者利用施設等への洪水予報【氾濫危険情報(岩淵)】等の伝達
				洪水予報(氾濫危険情報/岩淵)の伝達	洪水予報(氾濫危険情報/岩淵)の伝達		
					緊急速報メールによる洪水予報(氾濫危険情報/岩淵)の伝達		
					河川事務所から市区へホットラインによる連絡(氾濫危険情報(岩淵)の伝達、今後の見込み)		
							必要に応じ、荒川下流河川事務所長へ助言を要請 警戒レベル3 高齢者等避難の発表・伝達
	岩淵水門(上)の水位が計画高水位に達するおそれ		YH		荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)を伝達		対応状況の共有
レベル5 (氾濫発生後以降)	荒川下流で破堤氾濫が発生		XH		荒川下流T L上のレベル(及び目安の時刻)を伝達		対応状況の共有
							地下街、要配慮者利用施設等への洪水予報【氾濫発生情報】等の伝達
				洪水予報(氾濫発生情報)の伝達	洪水予報(氾濫発生情報)の伝達		
					緊急速報メールによる洪水予報(氾濫発生情報)の伝達(岩淵の場合)		
					今後の氾濫予測の検討・伝達		
					河川事務所から市区へホットラインによる連絡(氾濫発生情報の伝達、今後の見込み)		
							浸水の状況により必要に応じて警戒レベル4 避難指示の発表・伝達
	破堤氾濫による浸水域の拡大		(X1H)		今後の氾濫予測の検討・伝達		
	浸水拡大は終息		(X2H)		今後の氾濫予測の検討・伝達		

## 【資料8】 気象・雨量情報の入手チャンネル

### (1) 文京区防災気象情報発信サイト

<https://bunkyo-city.bosai.info/>

提供事業者：民間事業者

公開：一般公開

内容：ピンポイント予報、週間天気、アメダス等

### (2) 東京アメッシュ

<https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

提供事業者：東京都下水道局

公開：一般公開

内容：降雨情報、注意報・警報等

### (3) 都市型水害・水防対策支援サービス

<https://action-pa.wni.co.jp/>

提供事業者：民間事業者

公開：区役所内部のみ

内容：雨量、水位、気象情報全般

### (4) 水防災監視システム

<http://172.19.8.17/>（区役所内部向け URL）

提供事業者：民間事業者

公開先：区役所内部のみ

内容：雨量、水位等詳細な情報を収集可能

### (5) 防災情報提供システム

<https://bosai.jmainfo.go.jp/>

提供事業者：気象庁

公開：区役所内部のみ

内容：気象情報全般

【資料9】 情報システムで提供される防災気象情報等

<気象情報、気象注意報・警報・特別警報>

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供サイト
気象情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁 HP
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）		・気象庁 HP
	記録的短時間 大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁 HP
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高][中]2段階で提供される。 警戒レベル1		・気象庁 HP
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。		・気象庁 HP
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル2。		・気象庁 HP
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	波浪注意報	気象庁	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。）		・気象庁 HP
	高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル2。		・気象庁 HP
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。）		・気象庁 HP
	高潮警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。		・気象庁 HP
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP
	波浪特別警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。）		・気象庁 HP
	高潮特別警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。		・気象庁 HP

<雨量に関する情報>

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	10分毎	・気象庁 HP
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁 HP
	Cバンドレーダ	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	XRAIN	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター（国土交通省）
	今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前1時間の雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	10分毎（実況及び6時間先まで） 1時間毎（7～15時間先）	・気象庁 HP
	雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)	気象庁	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁 HP

<土砂災害に関する情報>

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</u>	気象庁	1km四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。 ・留意事項 土砂災害発生の危険度を判定する際、解析雨量を用いているが、レーダーの電波が雨雲以外のものから反射されることが原因で、実際の降水よりも遥かに強い降水が狭い範囲に解析される場合があり、大雨警報(土砂災害)の危険度分布でより高い危険度の判定となることがある。このため、大雨注意報・大雨警報(土砂災害)・土砂災害警戒情報・大雨特別警報(土砂災害)と合わせて用いること。	10分毎	・気象庁HP
	<u>土砂災害危険度情報</u>	都道府県の砂防部局	都道府県毎、1~5kmメッシュ、 ※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP( <a href="http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html">http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html</a> )から、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、大雨警報(土砂災害)の危険度分布と各都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼んでいる。	10分~60分毎	都道府県の砂防部局
	<u>土砂災害警戒情報</u>	気象庁と都道府県の共同	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁HP
	<u>大雨危険度通知</u>	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10分毎(危険度変動したとき)	・気象庁HP(取組紹介ページ)

(出典) 内閣府「避難情報に関するガイドライン(別冊)」

【資料10】 文京区の警報・注意報等発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在  
発表官署 気象庁

文京区	府県予報区	東京都		
	一次細分区域	東京地方		
	市町村等をまとめた地域	23区西部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18	
		土壌雨量指数基準	180	
		流域雨量指数基準		
	洪水	複合基準 <sup>*1</sup>	神田川流域=(11, 22.1)	
		指定河川洪水予報による基準	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]	
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位	4.0m <sup>*2</sup>	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	127	
		流域雨量指数基準	神田川流域=22.1	
	洪水	複合基準 <sup>*1</sup>	神田川流域=(7, 17.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位	2.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
	低温	夏期(平均気温): 平年より5°C以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと冬期(最低気温):-7°C以下、多摩西部は-9°C以下		
	霜	4月10日~5月15日 最低気温2°C以下		
落水・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2°C~2°Cの時			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 東京都が定める基準水位観測所(辰巳水門)における高潮特別警戒水位(3.2m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(出典) 気象庁ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和4年3月24日現在

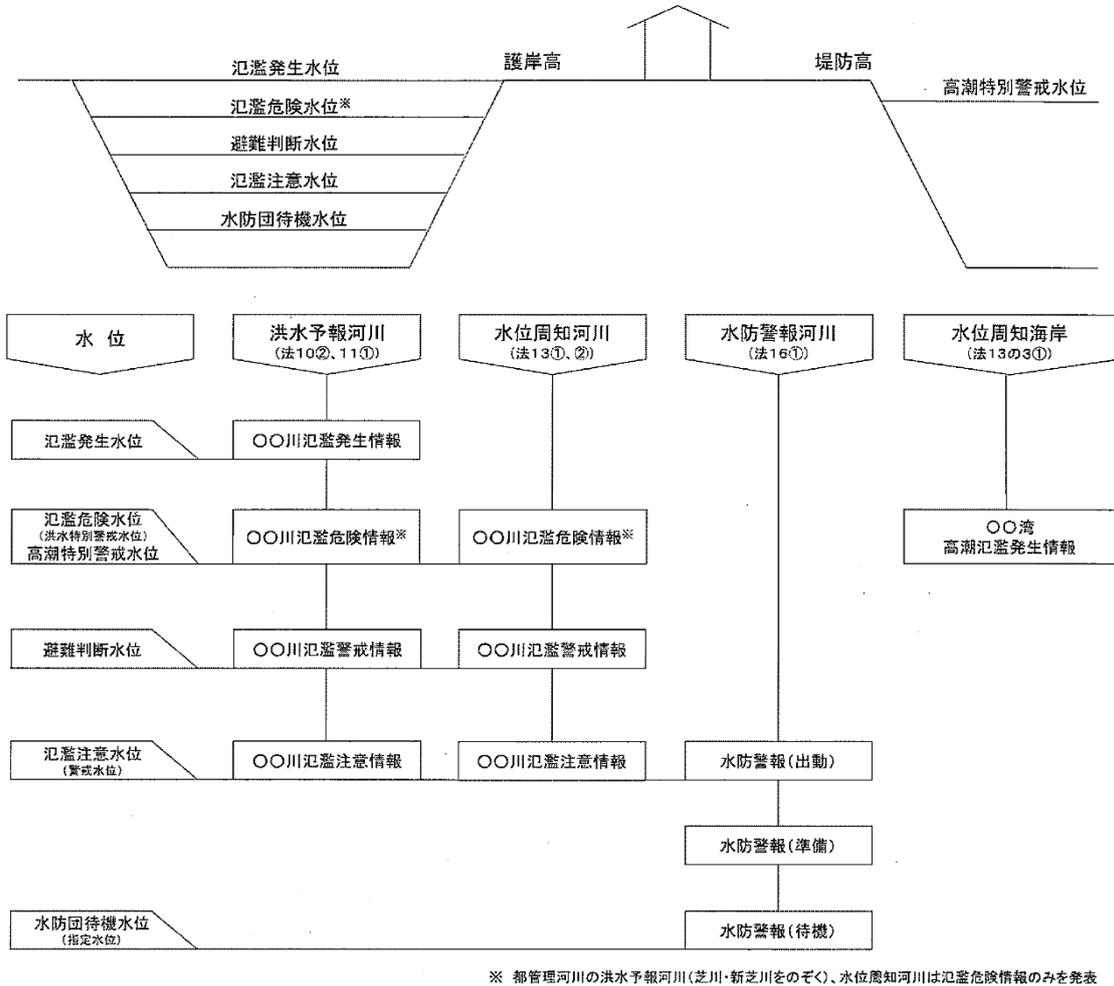
注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。  
注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。  
注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
東京都	東京都	東京地方	23区西部	千代田区	408	167	265
東京都	東京都	東京地方	23区西部	中央区	398	158	255
東京都	東京都	東京地方	23区西部	港区	390	154	251
東京都	東京都	東京地方	23区西部	新宿区	385	163	260
東京都	東京都	東京地方	23区西部	文京区	370	151	244
東京都	東京都	東京地方	23区西部	品川区	374	142	237
東京都	東京都	東京地方	23区西部	目黒区	387	144	243
東京都	東京都	東京地方	23区西部	大田区	369	137	235
東京都	東京都	東京地方	23区西部	世田谷区	390	144	245
東京都	東京都	東京地方	23区西部	渋谷区	384	154	247
東京都	東京都	東京地方	23区西部	中野区	384	161	246
東京都	東京都	東京地方	23区西部	杉並区	376	149	242
東京都	東京都	東京地方	23区西部	豊島区	379	162	246
東京都	東京都	東京地方	23区西部	北区	372	160	244
東京都	東京都	東京地方	23区西部	板橋区	378	163	244
東京都	東京都	東京地方	23区西部	練馬区	367	145	236
東京都	東京都	東京地方	23区東部	台東区	363	137	240
東京都	東京都	東京地方	23区東部	墨田区	375	151	248
東京都	東京都	東京地方	23区東部	江東区	373	152	244
東京都	東京都	東京地方	23区東部	荒川区	365	144	243
東京都	東京都	東京地方	23区東部	足立区	368	149	244
東京都	東京都	東京地方	23区東部	葛飾区	377	145	248
東京都	東京都	東京地方	23区東部	江戸川区	371	151	249
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	立川市	442	157	268
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	武蔵野市	364	127	234
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	三鷹市	370	130	237
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	府中市	389	134	244
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	昭島市	461	166	276

(出典) 気象庁ホームページ 特別警報の発表基準について

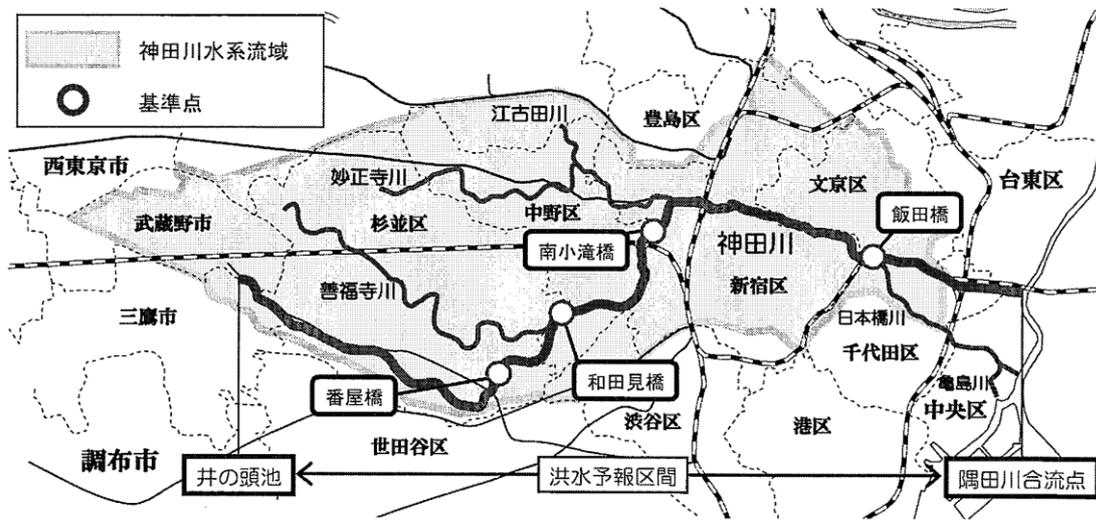
【資料 1 1】 洪水予報河川の水位及び発表する情報等

洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川、水位周知海岸の水位及び発表する情報を模式的に表すと、以下のとおりとなる。



(出典) 令和4年度東京都水防計画

### 神田川洪水予報実施区間と基準地点



(出典) 令和4年度東京都水防計画

### 洪水予報実施区域図



(出典) 令和2年度荒川下流洪水対策計画書

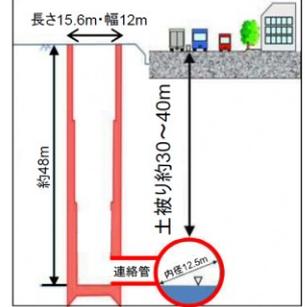
# 環状七号線地下広域調節池について

【参考資料】

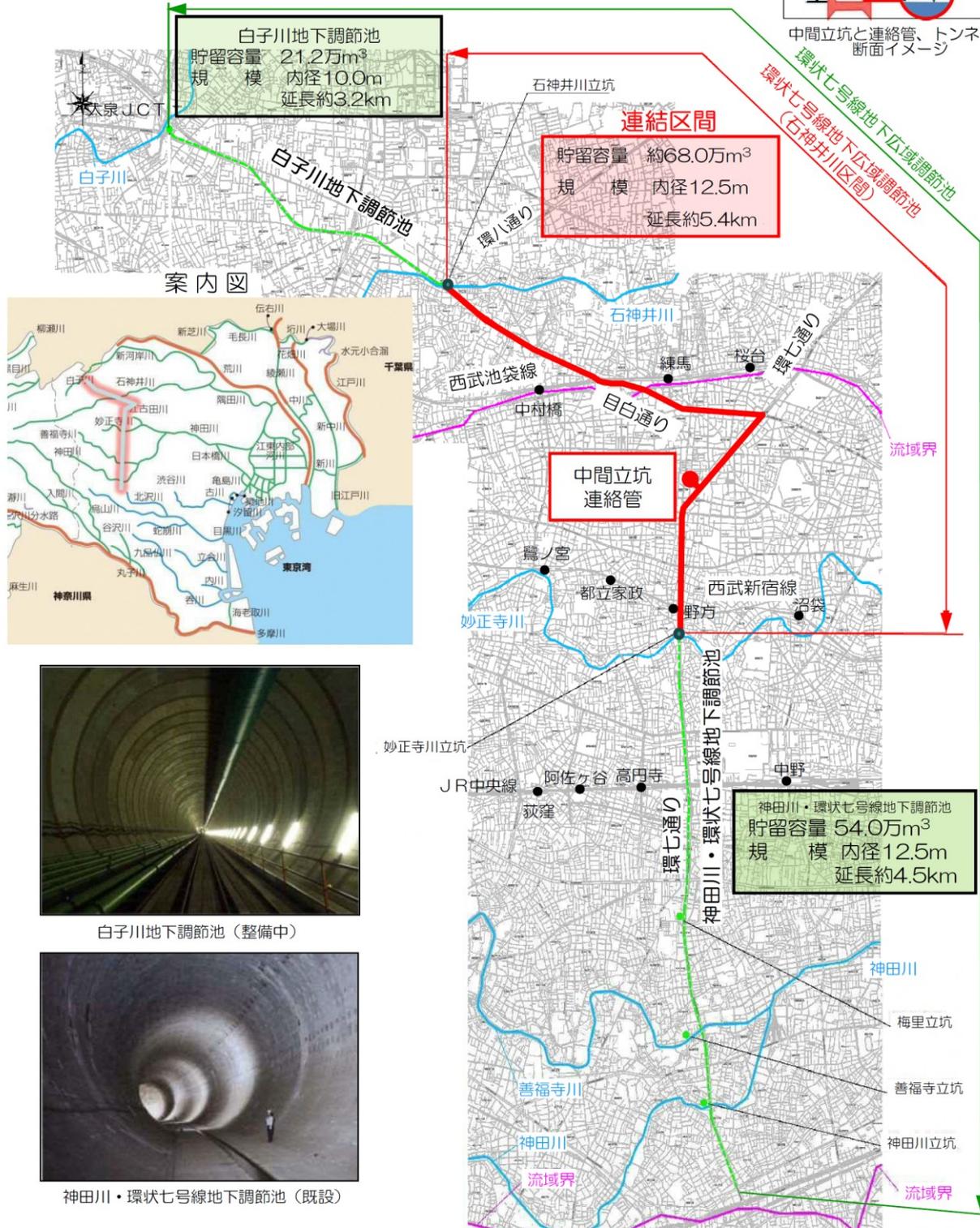
## ◇環状七号線地下広域調節池の整備目的及び内容と効果

環状七号線地下広域調節池は、神田川及び石神井川において1時間75ミリの降雨に対処するため、神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を結んだ総延長13.1km、143万m<sup>3</sup>の洪水を貯留する施設である。

本調節池は、白子川、石神井川、妙正寺川、善福寺川、神田川の計5河川にまたがることから、貯留容量を複数の流域間で相互に融通することで、時間100ミリの局地的かつ短時間の豪雨にも効果を発揮する。



中間立坑と連絡管、トンネルの断面イメージ



白子川地下調節池（整備中）



神田川・環状七号線地下調節池（既設）

<出典 東京都建設局河川部>

【資料12】 水位周知の種類と発表基準及び水位周知海岸発表基準水位

2. 水位周知の種類と発表基準（都管理海岸）

種類	発表基準
東京湾沿岸 (東京都区間) 氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき
解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回ったとき

3. 水位周知海岸発表基準水位（都管理海岸）

区間名	受報者	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	水位周知実施区間
A.P.+4.3m区間	新宿区	辰巳水門	A.P.+4.3m	神田川
	板橋区	"	"	新河岸川
	文京区	"	"	神田川
	台東区	"	"	神田川
				石神井川
	北区	"	"	新河岸川
				石神井川
	荒川区	"	"	石神井川
	足立区	"	"	中川
				綾瀬川
荒川				
江戸川				
中川				
葛飾区	"	"	綾瀬川	
			新中川	
			荒川	
			東京湾沿岸(東京都区間)	
A.P.+3.9m区間	墨田区	"	A.P.+3.9m	荒川
	江東区	"	"	荒川
				東京湾沿岸(東京都区間)
	江戸川区	"	"	江戸川
				旧江戸川
				中川
				新中川
荒川				
東京湾沿岸(東京都区間)				
A.P.+3.6m区間	千代田区	"	A.P.+3.6m	神田川
				日本橋川
	中央区	"	"	神田川
				日本橋川
	東京湾沿岸(東京都区間)			
	港区	"	"	古川
	東京湾沿岸(東京都区間)			
	品川区	"	"	目黒川
				立会川
	東京湾沿岸(東京都区間)			
	目黒区	"	"	目黒川
大田区	"	"	多摩川	
			海老取川	
			呑川	
			内川	
東京湾沿岸(東京都区間)				



## 【資料14】 避難指示等の伝達内容

### 1 防災行政無線

#### 水害（神田川外水氾濫）

##### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始
- こちらは、文京区役所です。
- ○時○分に○○地区に神田川に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 神田川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

##### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難
- こちらは、文京区役所です。
- ○時○分に○○地区に神田川に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 神田川の水位が堤防を越えるおそれが高まっています。
- ○○地区で、まだ避難していない方は、緊急に避難を完了してください。
- 避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

##### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。  
緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
  - こちらは、文京区役所です。
  - ○時○分、○○地区に神田川に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
  - ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○通りは通行できない状況です。○○地区を避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- ※ 命を守るために最善と考えられる安全確保行動をとることを呼び掛ける。

## 水害（高潮氾濫）

### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。  
緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
  - こちらは、文京区役所です。
  - ○時○分、○○地区に高潮に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
  - ○○地区で堤防から水があふれだす可能性があります。○○地区を避難中の方、○○地区にお住いの方は、大至急、近くの施設の高い場所に避難するか、自宅の高いところに避難してください。
- ※ 命を守るために最善と考えられる安全確保行動をとることを呼び掛ける。

## 土砂災害

### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始
- こちらは、文京区役所です。
- ○時○分に土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してしてください。
- 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難
- こちらは、文京区役所です。
- ○時○分に土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方で、まだ避難していない方は、緊急に避難してください。
- 避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、崖から離れた屋内の高いところに緊急に避難してください。

### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。  
緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
  - こちらは、文京区役所です。
  - ○時○分、土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
  - ○○地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂災害により○○通りは通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に避難するか、崖から離れた屋内の高いところに避難してください。
- ※ 命を守るために最善と考えられる安全確保行動をとることを呼び掛ける。

## 2 ホームページ

### 水害（神田川外水氾濫）

#### 警戒レベル3 高齢者等避難の掲載文の例

題名【避難情報】警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました

神田川が氾濫するおそれのある水位に近づいているため、○時○分に以下の地域に対し、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方など、避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

後楽1丁目全域

後楽2丁目全域

水道1丁目全域

水道2丁目全域

小日向1丁目4番

小日向2丁目19番・21番

関口1丁目全域

関口2丁目1番

目白台1丁目1番・4番～7番・9番・11番～13番

音羽1丁目1番～5番・26番～28番

湯島1丁目4番・5番

#### 警戒レベル4 避難指示の掲載文の例①

題名【避難情報】警戒レベル4「避難指示」を発令しました

神田川が氾濫するおそれのある水位に到達したため、○時○分に以下の地域に対し、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

後楽1丁目全域

後楽2丁目全域

水道1丁目全域

水道2丁目全域  
小日向1丁目4番  
小日向2丁目19番・21番  
関口1丁目全域  
関口2丁目1番  
目白台1丁目1番・4番～7番・9番・11番～13番  
音羽1丁目1番～5番・26番～28番  
湯島1丁目4番・5番

#### 警戒レベル4 避難指示の掲載文の例②

題名【避難情報】警戒レベル4「避難指示」を発令しました

神田川の水位が堤防を越えるおそれが高まっているため、〇時〇分に以下の地域に対し、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方で、まだ避難していない方は、緊急に避難を完了してください。

避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください

後楽1丁目全域  
後楽2丁目全域  
水道1丁目全域  
水道2丁目全域  
小日向1丁目4番  
小日向2丁目19番・21番  
関口1丁目全域  
関口2丁目1番  
目白台1丁目1番・4番～7番・9番・11番～13番  
音羽1丁目1番～5番・26番～28番  
湯島1丁目4番・5番

## 警戒レベル5 緊急安全確保の掲載文の例

題名【避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました

神田川の水位が堤防の高さを越え、〇〇地区で堤防から水があふれだしました。〇時〇分に以下の地域に対し、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。

現在、浸水により〇〇通りは通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難して、命を守る最善の行動をとってください。

後楽1丁目全域

後楽2丁目全域

水道1丁目全域

水道2丁目全域

小日向1丁目4番

小日向2丁目19番・21番

関口1丁目全域

関口2丁目1番

目白台1丁目1番・4番～7番・9番・11番～13番

音羽1丁目1番～5番・26番～28番

湯島1丁目4番・5番

## 水害（高潮氾濫）

## 警戒レベル5 緊急安全確保の掲載文の例

題名【避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました

神田川の水位が堤防の高さを越え、〇〇地区で堤防から水があふれだす可能性があります。〇時〇分に以下の地域に対し、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。

〇〇地区を避難中の方、〇〇地区にお住いの方は、大至急、近くの施設の高い場所に避難するか、自宅の高いところに避難してください。

後楽1丁目1番～4番・6番～9番

後楽2丁目全域

水道1丁目全域

水道2丁目1番～6番・14番～19番

関口1丁目1番～21番・48番

## 土 砂 災 害

### 警戒レベル3 高齢者等避難の掲載文の例

題名【避難情報】警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました

土砂災害の危険性が高まることが予想されるため、〇時〇分に〇時〇分に以下の地域に対し、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方など、避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

避難所への避難が危険な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難してください。

大塚1丁目9番～11番

大塚2丁目1番～4番

大塚5丁目18番・20番・39番・40番

音羽1丁目5番～8番・13番・16番

春日1丁目4番～6番・9番

春日2丁目6番～9番13番・16番

小石川1丁目27番・28番

小石川2丁目19番～21番

小石川3丁目14番・16番・17番・20番・24番・25番

小日向1丁目1番・4番・12番・27番

小日向2丁目12番～18番・21番・22番

小日向3丁目4番

小日向4丁目1番

関口2丁目1番・2番・5番・6番・10番・11番

関口3丁目9番

千石2丁目8番・9番・16番

千駄木1丁目2番～4番・6番・8番・9番・11番・22番・23番

千駄木2丁目18番・19番

千駄木3丁目4番

西片1丁目1番・4番・13番～15番・17番

西片2丁目7番

根津1丁目14番・20番・28番

白山1丁目3番・4番・23番・24番・33番～35番

白山2丁目2番～4番・15番・16番・23番・24番・28番

白山5丁目4番・6番・31番

本郷1丁目1番・2番・5番・30番・33番

本郷4丁目10番・11番・20番・30番～32番

本郷5丁目7番～10番

本郷6丁目10番～12番・20番・21番

本郷7丁目3番  
目白台1丁目1番・2番・5番・8番・18番～20番  
目白台3丁目5番・7番・26番・27番  
弥生1丁目1番  
弥生2丁目18番～20番  
湯島1丁目12番  
湯島3丁目5番・6番・19番・20番・28番・30番・32番

#### 警戒レベル4 避難指示の掲載文の例①

題名【避難情報】警戒レベル4「避難指示」を発令しました

土砂災害発生の危険性が高まっているため、〇時〇分に以下の地域に対し、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。避難所への避難が危険な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難してください。

大塚1丁目9番～11番  
大塚2丁目1番～4番  
大塚5丁目18番・20番・39番・40番  
音羽1丁目5番～8番・13番・16番  
春日1丁目4番～6番・9番  
春日2丁目6番～9番・13番・16番  
小石川1丁目27番・28番  
小石川2丁目19番～21番  
小石川3丁目14番・16番・17番・20番・24番・25番  
小日向1丁目1番・4番・12番・27番  
小日向2丁目12番～18番・21番・22番  
小日向3丁目4番  
小日向4丁目1番  
関口2丁目1番・2番・5番・6番・10番・11番  
関口3丁目9番  
千石2丁目8番・9番・16番  
千駄木1丁目2番～4番・6番・8番・9番・11番・22番・23番  
千駄木2丁目18番・19番  
千駄木3丁目4番  
西片1丁目1番・4番・13番～15番・17番  
西片2丁目7番  
根津1丁目14番・20番・28番  
白山1丁目3番・4番・23番・24番・33番～35番  
白山2丁目2番～4番・15番・16番・23番・24番・28番  
白山5丁目4番・6番・31番  
本郷1丁目1番・2番・5番・30番・33番

本郷4丁目10番・11番・20番・30番～32番  
本郷5丁目7番～10番  
本郷6丁目10番～12番・20番・21番  
本郷7丁目3番  
目白台1丁目1番・2番・5番・8番・18番～20番  
目白台3丁目5番・7番・26番・27番  
弥生1丁目1番  
弥生2丁目18番～20番  
湯島1丁目12番  
湯島3丁目5番・6番・19番・20番・28番・30番・32番

#### 警戒レベル4 避難指示の掲載文の例②

題名【避難情報】警戒レベル4「避難指示」を発令しました

土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に以下の地域に対し、土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方で、まだ避難していない方は、緊急に避難してください。避難所への避難に限らず、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難してください。

大塚1丁目9番～11番  
大塚2丁目1番～4番  
大塚5丁目18番・20番・39番・40番  
音羽1丁目5番～8番・13番・16番  
春日1丁目4番～6番・9番  
春日2丁目6番～9番・13番・16番  
小石川1丁目27番・28番  
小石川2丁目19番～21番  
小石川3丁目14番・16番・17番・20番・24番・25番  
小日向1丁目1番・4番・12番・27番  
小日向2丁目12番～18番・21番・22番  
小日向3丁目4番  
小日向4丁目1番  
関口2丁目1番・2番・5番・6番・10番・11番  
関口3丁目9番  
千石2丁目8番・9番・16番  
千駄木1丁目2番～4番・6番・8番・9番・11番・22番・23番  
千駄木2丁目18番・19番  
千駄木3丁目4番  
西片1丁目1番・4番・13番～15番・17番  
西片2丁目7番  
根津1丁目14番・20番・28番

白山1丁目3番・4番・23番・24番・33番～35番  
白山2丁目2番～4番・15番・16番・23番・24番・28番  
白山5丁目4番・6番・31番  
本郷1丁目1番・2番・5番・30番・33番  
本郷4丁目10番・11番・20番・30番～32番  
本郷5丁目7番～10番  
本郷6丁目10番～12番・20番・21番  
本郷7丁目3番  
目白台1丁目1番・2番・5番・8番・18番～20番  
目白台3丁目5番・7番・26番・27番  
弥生1丁目1番  
弥生2丁目18番～20番  
湯島1丁目12番  
湯島3丁目5番・6番・19番・20番・28番・30番・32番

#### 警戒レベル5 緊急安全確保の掲載文の例

題名【避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました

〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂災害により〇〇通りは通行できない状況です。大至急、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難して、命を守る最善の行動をとってください。

### 3 SNS (Twitter)

#### 水害（神田川外水氾濫）

##### 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例（143字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。  
神田川の近くにお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方など、気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思う場合は、避難所又は近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

##### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①（140字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。  
神田川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。  
神田川の近くにお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

##### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②（138字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。  
神田川の水位が堤防を越えるおそれが高まっています。  
神田川の近くにお住まいの方で、まだ避難していない方は、緊急に避難してください。  
避難所への避難に限らず、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。

##### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例（135字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。  
神田川の水位が堤防の高さを越え、〇〇地区で堤防から水があふれだしました。  
現在、浸水により〇〇通りは通行できない状況です。避難中の方は、大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

#### 水害（高潮氾濫）

##### 警戒レベル5 緊急安全確保の掲載文の例（141字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。  
神田川の水位が堤防の高さを越え、〇〇地区で堤防から水があふれだす可能性があります。〇〇地区を避難中の方、〇〇地区にお住まいの方は、大至急、近くの施設の高い場所に避難するか、自宅の高いところに避難してください。

## 土 砂 災 害

### 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例（139字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。  
土砂災害警戒区域等にお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方は、気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思ふ場合は、避難所又は近くの頑丈な建物か、屋内の高いところに避難してください。

### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①（135字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。  
土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。  
避難所への避難が危険な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、屋内の崖から離れた部屋や2階などに避難してください。

### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②（137字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。  
土砂災害警戒区域等にお住まいの方で、まだ避難していない方は、緊急に避難してください。  
避難所への避難に限らず近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、屋内の崖から離れた部屋や2階などに避難してください。

### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例（128字）

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。  
〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂災害により〇〇通りは通行できない状況です。  
避難中の方は、大至急、崖から離れた最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

#### 4 文の京安心・防災メール、SNS (Facebook)

##### 水害 (神田川外水氾濫)

##### 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました】

本日〇月〇日 (〇曜日) 午前〇時、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方など、気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思う場合は、避難所の準備が整っておりますので、迷わず避難するようにしてください。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内の高いところに避難してください。

後楽1丁目全域

後楽2丁目全域

水道1丁目全域

水道2丁目全域

小日向1丁目4番

小日向2丁目19番・21番

関口1丁目全域

関口2丁目1番

目白台1丁目1番・4番～7番・9番・11番～13番

音羽1丁目1番～5番・26番～28番

湯島1丁目4番・5番

##### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル4 避難指示を発令しました】

本日〇月〇日 (〇曜日) 午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方は、直ちに避難行動をとってください。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内の高いところに避難してください。

後楽1丁目全域

後楽2丁目全域

水道1丁目全域

水道2丁目全域

小日向1丁目4番

小日向2丁目19番・21番

関口1丁目全域

関口 2丁目 1番  
目白台 1丁目 1番・4番～7番・9番・11番～13番  
音羽 1丁目 1番～5番・26番～28番  
湯島 1丁目 4番・5番

#### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②

題名 災害情報を発表しました

**【警戒レベル4 避難指示を発令しました】**

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示を発令しました。  
神田川の近くにお住まいの方で、まだ避難していない方は、緊急に避難してください。  
外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内の高いところに避難してください。

後楽 1丁目 全域  
後楽 2丁目 全域  
水道 1丁目 全域  
水道 2丁目 全域  
小日向 1丁目 4番  
小日向 2丁目 19番・21番  
関口 1丁目 全域  
関口 2丁目 1番  
目白台 1丁目 1番・4番～7番・9番・11番～13番  
音羽 1丁目 1番～5番・26番～28番  
湯島 1丁目 4番・5番

#### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

題名 災害情報を発表しました

**【警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました】**

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。  
神田川の水位が堤防の高さを越え、〇〇地区で堤防から水があふれだしました。  
現在、浸水により〇〇通りは通行できない状況です。避難中の方は、大至急、最寄りの  
高層建物など、安全な場所に避難してください。

## 水害（高潮氾濫）

### 警戒レベル5 緊急安全確保の掲載文の例

題名【避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました

神田川の水位が堤防の高さを越え、〇〇地区で堤防から水があふれだす可能性があります。〇時〇分に以下の地域に対し、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。

〇〇地区を避難中の方、〇〇地区にお住いの方は、大至急、近くの施設の高い場所に避難するか、自宅の高いところに避難してください。

後楽1丁目1番～4番・6番～9番

後楽2丁目全域

水道1丁目全域

水道2丁目1番～6番・14番～19番

関口1丁目1番～21番・48番

## 土 砂 災 害

### 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

題名 災害情報を発表しました

**【警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました】**

本日○月○日（○曜日）午前○時、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方など、気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思ふ場合は、避難所の準備が整っておりますので、迷わず避難するようにしてください。

また避難所への避難が危険な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難してください。

大塚1丁目9番～11番

大塚2丁目1番～4番

大塚5丁目18番・20番・39番・40番

音羽1丁目5番～8番・13番・16番

春日1丁目4番～6番・9番

春日2丁目6番～9番13番・16番

小石川1丁目27番・28番

小石川2丁目19番～21番

小石川3丁目14番・16番・17番・20番・24番・25番

小日向1丁目1番・4番・12番・27番

小日向2丁目12番～18番・21番・22番

小日向3丁目4番

小日向4丁目1番

関口2丁目1番・2番・5番・6番・10番・11番

関口3丁目9番

千石2丁目8番・9番・16番

千駄木1丁目2番～4番・6番・8番・9番・11番・22番・23番

千駄木2丁目18番・19番

千駄木3丁目4番

西片1丁目1番・4番・13番～15番・17番

西片2丁目7番

根津1丁目14番・20番・28番

白山1丁目3番・4番・23番・24番・33番～35番

白山2丁目2番～4番・15番・16番・23番・24番・28番

白山5丁目4番・6番・31番

本郷1丁目1番・2番・5番・30番・33番

本郷4丁目10番・11番・20番・30番～32番

本郷5丁目7番～10番

本郷6丁目10番～12番・20番・21番  
本郷7丁目3番  
目白台1丁目1番・2番・5番・8番・18番～20番  
目白台3丁目5番・7番・26番・27番  
弥生1丁目1番  
弥生2丁目18番～20番  
湯島1丁目12番  
湯島3丁目5番・6番・19番・20番・28番・30番・32番

#### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル4 避難指示を発令しました】

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに避難行動をとってください。

急斜面の付近にいる方は、急斜面から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。

大塚1丁目9番～11番  
大塚2丁目1番～4番  
大塚5丁目18番・20番・39番・40番  
音羽1丁目5番～8番・13番・16番  
春日1丁目4番～6番・9番  
春日2丁目6番～9番・13番・16番  
小石川1丁目27番・28番  
小石川2丁目19番～21番  
小石川3丁目14番・16番・17番・20番・24番・25番  
小日向1丁目1番・4番・12番・27番  
小日向2丁目12番～18番・21番・22番  
小日向3丁目4番  
小日向4丁目1番  
関口2丁目1番・2番・5番・6番・10番・11番  
関口3丁目9番  
千石2丁目8番・9番・16番  
千駄木1丁目2番～4番・6番・8番・9番・11番・22番・23番  
千駄木2丁目18番・19番  
千駄木3丁目4番  
西片1丁目1番・4番・13番～15番・17番  
西片2丁目7番  
根津1丁目14番・20番・28番  
白山1丁目3番・4番・23番・24番・33番～35番  
白山2丁目2番～4番・15番・16番・23番・24番・28番  
白山5丁目4番・6番・31番  
本郷1丁目1番・2番・5番・30番・33番

本郷 4丁目 10番・11番・20番・30番～32番  
本郷 5丁目 7番～10番  
本郷 6丁目 10番～12番・20番・21番  
本郷 7丁目 3番  
目白台 1丁目 1番・2番・5番・8番・18番～20番  
目白台 3丁目 5番・7番・26番・27番  
弥生 1丁目 1番  
弥生 2丁目 18番～20番  
湯島 1丁目 12番  
湯島 3丁目 5番・6番・19番・20番・28番・30番・32番

#### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②

題名 災害情報を発表しました

**【警戒レベル4 避難指示を発令しました】**

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

まだ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ緊急に避難してください。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難してください。

大塚 1丁目 9番～11番  
大塚 2丁目 1番～4番  
大塚 5丁目 18番・20番・39番・40番  
音羽 1丁目 5番～8番・13番・16番  
春日 1丁目 4番～6番・9番  
春日 2丁目 6番～9番 13番・16番  
小石川 1丁目 27番・28番  
小石川 2丁目 19番～21番  
小石川 3丁目 14番・16番・17番・20番・24番・25番  
小日向 1丁目 1番・4番・12番・27番  
小日向 2丁目 12番～18番・21番・22番  
小日向 3丁目 4番  
小日向 4丁目 1番  
関口 2丁目 1番・2番・5番・6番・10番・11番  
関口 3丁目 9番  
千石 2丁目 8番・9番・16番  
千駄木 1丁目 2番～4番・6番・8番・9番・11番・22番・23番  
千駄木 2丁目 18番・19番  
千駄木 3丁目 4番  
西片 1丁目 1番・4番・13番～15番・17番  
西片 2丁目 7番  
根津 1丁目 14番・20番・28番  
白山 1丁目 3番・4番・23番・24番・33番～35番

白山 2丁目 2番～4番・15番・16番・23番・24番・28番  
白山 5丁目 4番・6番・31番  
本郷 1丁目 1番・2番・5番・30番・33番  
本郷 4丁目 10番・11番・20番・30番～32番  
本郷 5丁目 7番～10番  
本郷 6丁目 10番～12番・20番・21番  
本郷 7丁目 3番  
目白台 1丁目 1番・2番・5番・8番・18番～20番  
目白台 3丁目 5番・7番・26番・27番  
弥生 1丁目 1番  
弥生 2丁目 18番～20番  
湯島 1丁目 12番  
湯島 3丁目 5番・6番・19番・20番・28番・30番・32番

#### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

題名 災害情報を発表しました

**【警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました】**

本日〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。

〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂災害により〇〇通りは通行できない状況です。避難中の方は、大至急、崖から離れた最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

## 5 エリアメール

### 水害（神田川外水氾濫）

#### 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例（186文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました】

○月○日（○曜日）午前○時、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方など、気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思う場合は、迷わず避難するようにしてください。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内の高いところに避難してください。

#### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①（129文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル4 避難指示を発令しました】

○月○日（○曜日）午前○時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方は、直ちに避難行動をとってください。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内の高いところに避難してください。

#### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②（137文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル4 避難指示を発令しました】

○月○日（○曜日）午前○時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

神田川の近くにお住まいの方で、まだ避難していない方は、緊急に避難してください。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内の高いところに避難してください。

#### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例（154文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました】

○月○日（○曜日）午前○時、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。

神田川の水位が堤防の高さを越え、○○地区で堤防から水があふれだしました。

現在、浸水により○○通りは通行できない状況です。避難中の方は、大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

## 水害（高潮氾濫）

### 警戒レベル5 緊急安全確保の掲載文の例

題名【避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました

神田川の水位が堤防の高さを越え、〇〇地区で堤防から水があふれだす可能性があります。〇時〇分に以下の地域に対し、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。

〇〇地区を避難中の方、〇〇地区にお住まいの方は、大至急、近くの施設の高い場所に避難するか、自宅の高いところに避難してください。

## 土砂災害

### 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例（242文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました】

〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方で、高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方など、気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思ふ場合は、避難所の準備が整っておりますので、迷わず避難するようにしてください。避難所への避難が危険な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難してください。

### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例①（161文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル4 避難指示を発令しました】

〇月〇日（〇曜日）午前〇時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに避難行動をとってください。

急斜面の付近にいる方は、急斜面から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに避難行動をとってください。

#### 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例②（152文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル4 避難指示を発令しました】

○月○日（○曜日）午前○時、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。

まだ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ緊急に避難してください。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認できない場合は、屋内のより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難してください。

#### 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例（147文字）

題名 災害情報を発表しました

【警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました】

○月○日（○曜日）午前○時、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。

○○地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂災害により○○通りは通行できない状況です。避難中の方は、大至急、崖から離れた最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

## 【参考資料1】 竜巻、雷、急な大雨への対応について

### 別冊資料Ⅳ 竜巻、雷、急な大雨への対応について

○竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局所的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、本ガイドラインでは、避難情報の発令の対象としていない。

○竜巻、雷が発生する可能性に応じて、気象庁から、「気象情報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」の順に段階的に防災気象情報が発表される<sup>※1</sup>が、竜巻注意情報は、一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で発表され、市町村単位では発表されていない。

○このため、「竜巻注意情報」が発表されたとき、竜巻、雷等が必ず発生するわけではないものの、市町村は、これらの現象が発生した場合に迅速な対応がとれるような体制を構築しておくことが望ましい。

○また、竜巻、雷、急な大雨は突然発生し、短時間で被害をもたらすことから、各市町村は、これらの現象から身を守る方法<sup>※2</sup>を平時から居住者等へ周知しておくことが必要である。

※1：竜巻・雷に関し発表される警報はない。

※2：例えば、「積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン（気象庁、平成27年3月改定）」、「竜巻等突風対策局長級会議報告（竜巻等突風対策局長級会議、平成25年12月）」、「竜巻から身を守ろう！（内閣府・気象庁、平成25年12月）」などを参照

気象情報：注意報等に先立って注意を呼びかけたり、注意報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。

雷注意報：落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。発達した積乱雲の下で発生することの多い竜巻やダウンバースト等の突風、「ひょう」、急な強い雨に対する注意喚起を付加することもある。

竜巻注意情報：積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で対象に発表される。有効期間は、発表から1時間。



(出典) 内閣府「避難情報に関するガイドライン（別冊）」

【参考資料 2】 文京区水害・土砂災害対策実施要領改定の経緯

年 月	Ver.	改 定 理 由
平成 28 年 3 月	Ver. 1	水害及び土砂災害の応急対策等の手順を明確にするとともに、警戒避難態勢の充実を図るため、文京区水害・土砂災害対策実施要領（Ver. 1）を策定した。
平成 29 年 10 月	Ver. 2	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定及び荒川洪水浸水想定区域の指定を踏まえ改定した。
令和 2 年 3 月	Ver. 3	神田川流域を対象とした浸水予想区域図について、想定し得る最大規模の降雨（1 時間最大雨量 153 mm、総雨量 690 mm）を対象としたこと、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の追加指定及び水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わり、[警戒レベル]を用いて避難のタイミングを伝えることなどを踏まえ改定した。
令和 3 年 5 月	Ver. 3. 1	令和 3 年 5 月、災害対策基本法の一部改正に伴い、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するとともに、警戒レベル 5 を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなどを踏まえ改定した。
令和 3 年 9 月	Ver. 4	令和 3 年 9 月、水害・土砂災害時の指定避難所である指ヶ谷小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれていることから、指ヶ谷小学校を水害・土砂災害時の指定避難所から解除し、新たに誠之小学校と第一中学校を水害・土砂災害時の避難所に指定することなどを踏まえ改定した。
令和 4 年 6 月	Ver. 4. 1	従来は、河川の氾濫危険情報「警戒レベル 4・避難指示相当」が高潮氾濫危険情報（避難指示相当）より早く発表される見込みのため、本区においては、高潮氾濫危険情報は発表されないこととなっていたが、災害対策基本法の一部改正に伴い、高潮氾濫危険情報が高潮氾濫発生情報「警戒レベル 5・緊急安全確保相当」に変更され、令和 4 年 4 月から、高潮氾濫発生情報が発表されることとなったことなどを踏まえ改定した。